

# 第四次日の出町長期総合計画

## 後期基本計画

[平成 27 年度～平成 31 年度]

～みんなであつくろう 日の出町！～

平成 27 年3月



# 目 次

<b>第 1 部 序 論</b> .....	<b>1</b>
第 1 章 計画策定の趣旨と計画の期間 .....	2
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画の役割と期間 .....	3
第 2 章 計画策定において踏まえるべき新たな視点 .....	5
1 町民ニーズの動向 .....	6
2 本町の人口推移と将来人口の見通し .....	14
3 新たな時代潮流 .....	16
第 3 章 まちづくりの方針と施策の体系 .....	18
1 まちづくりの方針 .....	18
2 第四次日の出町長期総合計画後期基本計画 施策の体系 .....	19
<b>第 2 部 まちづくりの戦略プロジェクト</b> .....	<b>20</b>
第 1 章 戦略プロジェクトの設定 .....	21
第 2 章 「躍進 ひので！ニュー 5 大作戦」の展開方策 .....	22
1 日本一の福祉の町づくりー子育て支援策の充実とお年寄りや障がい者にやさしい町づくりー .....	22
2 ひので A（安全）・A（安心）大作戦の展開 .....	23
3 豊かな創造性に富んだ児童・生徒を育成するための、教育の充実による人づくり .....	24
4 元気ある活気に満ちた商工観光業と農林業の振興 .....	25
5 総合文化体育センター並びに野外スポーツ施設の設置推進 .....	26
<b>第 3 部 後期基本計画</b> .....	<b>27</b>
第 1 章 安心できる健康・福祉のまちづくり .....	28
1 健康づくりの総合的推進 .....	29

2	地域福祉の充実	32
3	子育て支援の充実	34
4	高齢者支援の充実	36
5	障がい者支援の充実	39
6	社会保障等の充実	41
<b>第2章 快適で安全な生活環境づくり</b>		<b>43</b>
1	自然環境の保全と公園・緑地の整備	44
2	生活環境の充実	47
3	廃棄物処理とリサイクルの推進	49
4	消防・防災の充実	52
5	防犯・交通安全の充実	55
<b>第3章 定住と交流を生み出す生活基盤づくり</b>		<b>58</b>
1	土地の有効利用	59
2	都市・住宅基盤の整備	61
3	道路・公共交通の充実	63
4	情報化の推進	65
<b>第4章 豊かで活力に満ちた産業づくり</b>		<b>66</b>
1	農林業の振興	67
2	商・鉱工業の振興と雇用の促進	70
3	観光の振興	73
<b>第5章 人が輝く教育・文化のまちづくり</b>		<b>75</b>
1	学校教育の充実	76
2	生涯学習社会の形成	79
3	スポーツの振興	82
4	地域伝統文化・遺産の保護・継承・活用	84
5	青少年の健全育成	86
6	地域間交流の推進	88
<b>第6章 みんなで進める協働のまちづくり</b>		<b>89</b>
1	人権対策・男女共同参画の推進	90
2	地域コミュニティ・NPO活動等の充実	92
3	協働のまちづくりの推進	94
4	自立した自治体経営の推進	96

# 第1部 序 論

# 第1章 計画策定の趣旨と計画の期間

## 1 計画策定の趣旨

本町は、「みんなでつくろう 日の出町！—安心・躍進・自立のまち」を町の将来像に掲げ、その実現を目指して「生涯にわたって健康で安心して暮らせるまち ひので」、「交流を基盤に若者もいきいき定住するまち ひので」、「人と文化が輝くわたしのふるさと ひので」という3つの基本目標を設定し、計画期間を10年間（平成22年度から平成31年度）とする第四次日の出町長期総合計画を平成22年度に策定し、これまで住民と一体となってまちづくりに取り組んできました。

しかし、計画策定後、東日本大震災や集中豪雨等による未曾有の災害の経験を受けて町民の間に安全・安心意識の高まりや互いに支え合い、助け合うコミュニティ活動の重要性が再認識されるとともに、環境・エネルギー等に関する問題意識の高まり等がみられます。また、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）参加議論や経済のグローバル化の進行等に対応するこれからの地域産業のあり方や予想以上に進行する少子高齢化への対応の再構築など、本町を取り巻く情勢は大きく変化してきています。

さらに、国において平成26年11月「まち・ひと・しごと創生法」等地方創生関連2法案を制定し、平成27年度から31年度の5か年を計画期間とする地方版総合戦略等の策定を各市町村の努力義務として規定し、各市町村において人口減少に歯止めをかける施策の実行を求めるところとなっています。

こうした状況を踏まえ、第四次日の出町長期総合計画の基本構想については現行基本構想の考え方を継承しつつも、基本計画に掲げた施策の内容については一部見直しを図ることとして、各行政分野ごと施策の方針や取り組み内容を再検討・再構築しながら、戦略的かつ機能的に運用できる新しいまちづくり計画として、計画期間を5年間（平成27年度～平成31年度）とする「第四次日の出町長期総合計画後期基本計画」を策定しました。

計画策定にあたっては、各地区ごとに町民の皆さんと町長が対話する「町の将来を語る会」での話し合いの結果や町民の皆さん1,000人を対象としたアンケートの結果等を踏まえて検討しました。

## 2 計画の役割と期間

### (1) 計画の役割

「第四次日の出町長期総合計画後期基本計画」は、今後の日の出町のまちづくりの基本方向を示すもので、次のような性格と役割を持っています。

#### ■役割1 参画・協働のまちづくりを進めるための共通目標

今後のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、町民一人ひとりが主体的に参画・協働する、まちづくりの共通目標となるものです。

#### ■役割2 地域経営を進めるための行財政運営の指針

地方分権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行財政運営の総合指針となるものです。

#### ■役割3 広域行政に対する連携の基礎

国や東京都、広域行政圏等の広域的な行政に対して、本計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

## (2)構成と期間

本計画は、「第四次日の出町長期総合計画後期基本計画」と「実施計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下のとおりです。

### 第四次日の出町長期総合計画後期基本計画

「第四次日の出町長期総合計画後期基本計画」は、今後推進する主要施策や具体的な数値による成果指標等を示したものであり、それぞれの施策項目ごとに現状と課題、基本方針、主要施策、目標指標で構成されています。

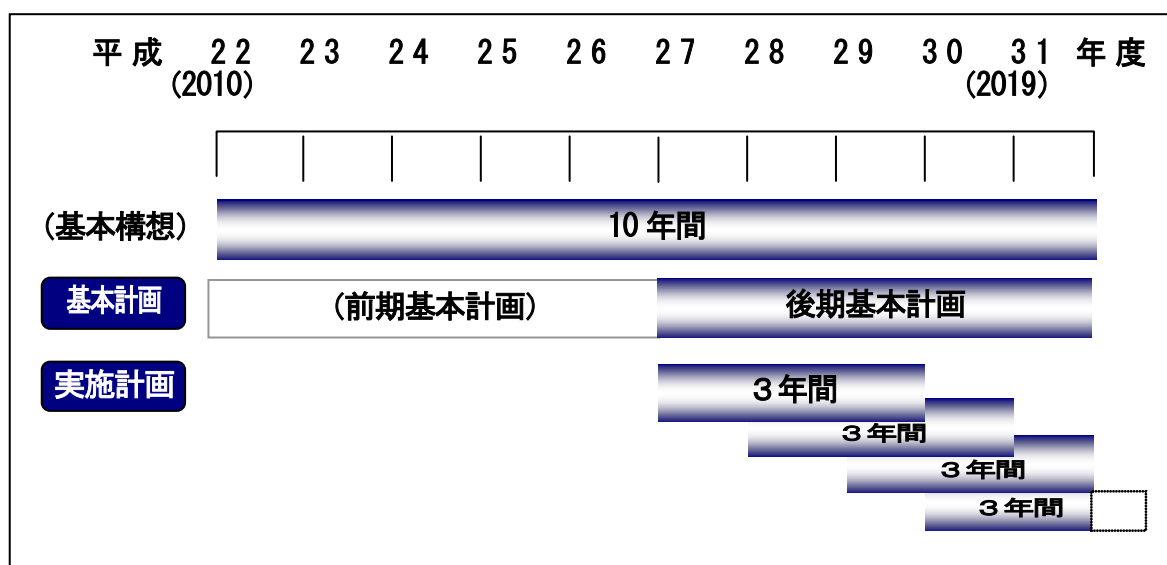
計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

### 実施計画

「実施計画」は、日の出町長期総合計画後期基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業等を定めたものであり、別途策定するものとします。

計画期間は、3年間とし、ローリング方式<sup>1</sup>により毎年度見直しを行います。

第四次日の出町長期総合計画の構成と計画期間



<sup>1</sup> ローリング方式とは、計画の実行→分析・評価→計画の修正・実行というサイクル（循環）を繰り返していくことで、現実と計画のズレを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を毎年転がすように定期的に行っていく手法。

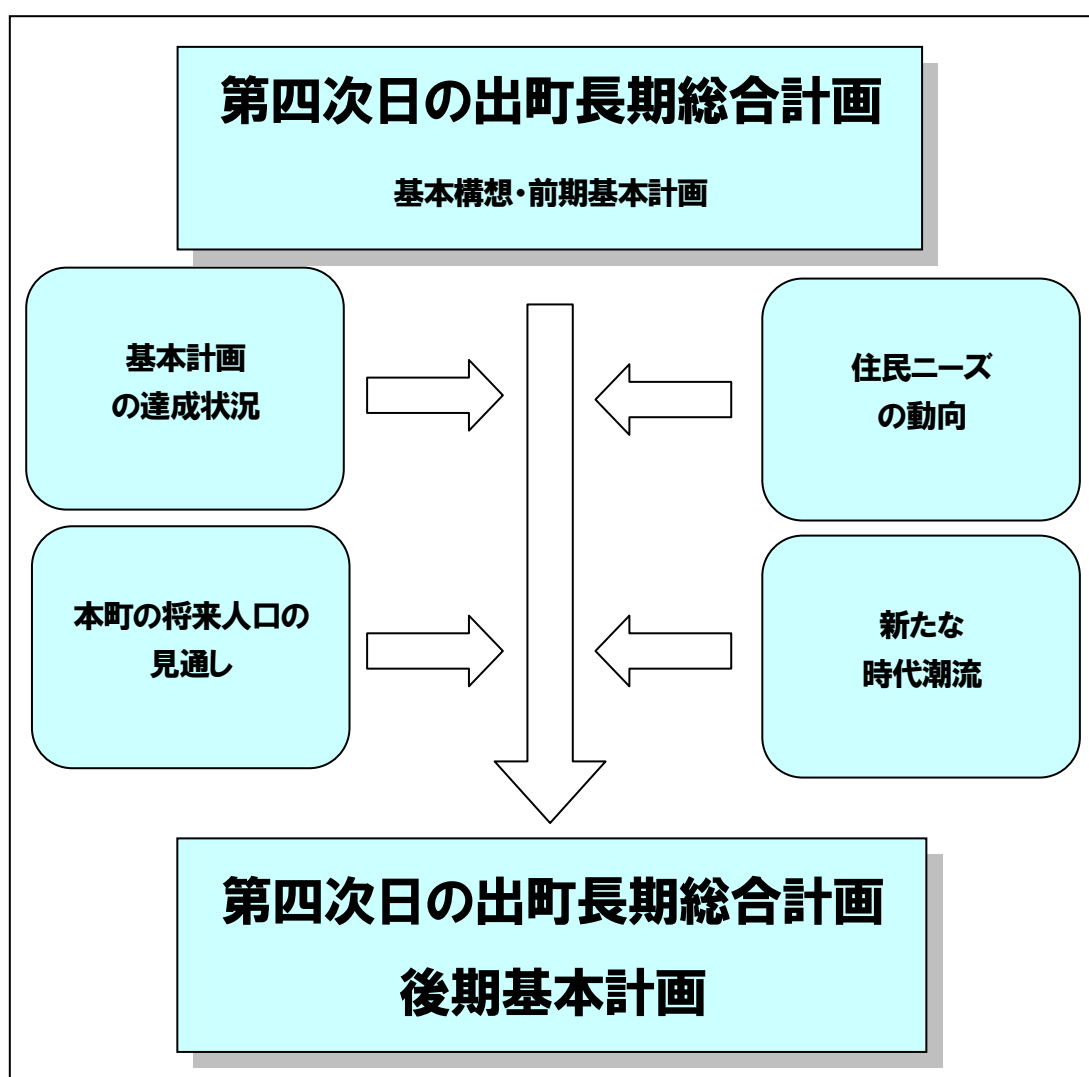


## 第2章 計画策定において踏まえるべき新たな視点

本計画の策定にあたっては、第四次日の出町長期総合計画基本構想と、前期基本計画の達成状況を踏まえつつ、直近の住民ニーズの動向や町の将来人口の見通し、時代潮流等を十分に踏まえ、新たな視点を取り入れていくことが必要です。

そこで、本計画策定にあたって踏まえるべき、要素・背景と検討ステップをまとめると、以下のとおりです。

「第四次日の出町長期総合計画後期基本計画」策定にあたっての検討ステップ



# 1 町民ニーズの動向

本計画の策定にあたって、町民アンケート調査（平成26年1月に20歳以上の町民1,000人を無作為抽出し、郵送方法によって実施。有効回収数460、有効回収率46.0%）を実施しました。その結果の概要は次のとおりです。

## (1) 町への愛着度と今後の定住意向

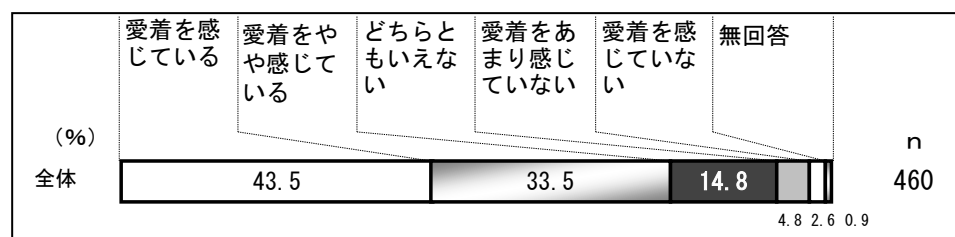
町に“愛着を感じている”という人が77.0%、“住み続けたい”という人が76.3%にのぼり、町民の愛着意識・定住意向は強い。

町への愛着度については、「愛着を感じている」と「どちらかといえば感じている」を合わせた“愛着を感じている”という人が77.0%にのぼり、また、今後の定住意向については、「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」を合わせた“住み続けたい”という人が76.3%にのぼっており、町民のまちへの愛着意識・定住意向はかなり強いといえます。

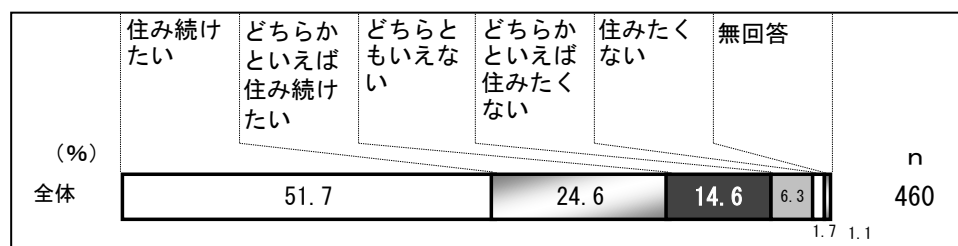
このうち、定住意向については前回のアンケート調査（平成21年2月に実施）でも同じ設問をしていますが、“住み続けたい”比率が前回は77.3%で今回もほぼ同様の結果でした。

今後のまちづくりにおいても、これらの愛着度や定住意向を一層高めていく視点に立ち、各種施策を推進していくこととします。

町への愛着度について



今後の定住意向



## (2)分野別にみた現状満足度と今後の重要度評価

- 現状満足度が最も高い項目は「下水道の整備状況」。次いで「上水道の整備状況」、「騒音・振動・悪臭等の環境」の順。
- 現状満足度が最も低い項目は「商業振興の状況」。次いで「雇用の創出・起業支援の状況」、「路線バスの状況」、「観光振興の状況」の順。

現状における満足度評価結果の一覧は次頁に示す図のとおりですが、このうち満足度評価が高い上位10項目と、満足度評価が低い下位10項目を一覧にすると下表のとおりです。

現状満足度評価が高い上位10項目	現状満足度評価が低い下位10項目
① 下水道の整備状況 (5.24)	① 商業振興の状況 (-1.89)
② 上水道の整備状況 (3.99)	② 雇用の創出・起業支援の状況 (-1.20)
③ 騒音・振動・悪臭等の環境 (3.54)	③ 路線バスの状況 (-0.78)
④ 消防・救急体制 (2.92)	④ 観光振興の状況 (-0.75)
⑤ 保健サービス提供体制 (2.61)	⑤ 行財政改革の状況 (-0.44)
⑥ ごみ処理等の状況 (2.60)	⑥ 国内外との交流活動の状況 (-0.41)
⑦ 高齢者支援体制 (2.13)	⑦ 消費者対策の状況 (-0.33)
⑧ 子育て支援体制 (2.06)	⑧ 農業振興の状況 (-0.30)
⑨ 景観の状況 (2.01)	⑨ 文化芸術環境 (-0.28)
⑩ 環境保全・自然との共生の状況 (1.89)	⑩ 新エネルギー導入の状況 (-0.23)

### ※満足度の算出方法

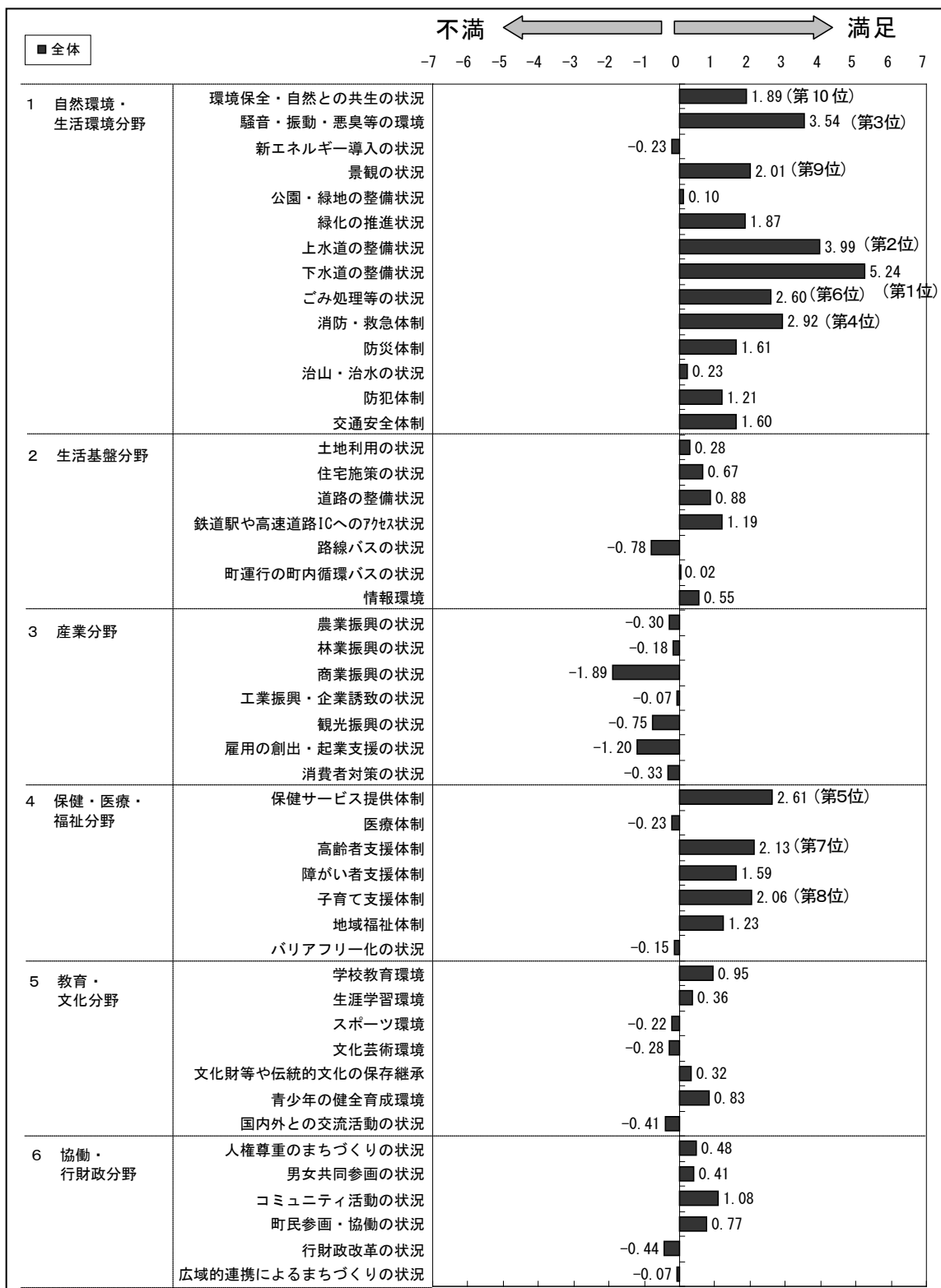
5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点(満足度)を算出する。

$$\text{評価点} = \frac{\begin{array}{l} \text{「満足している」の回答者数} \times 10 \text{点} \\ + \\ \text{「どちらかといえば満足している」の回答者数} \times 5 \text{点} \\ + \\ \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{点} \\ + \\ \text{「どちらかといえば不満である」の回答者数} \times -5 \text{点} \\ + \\ \text{「不満である」の回答者数} \times -10 \text{点} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{「満足している」、「どちらかとい} \\ \text{えば満足している」、「どちらかと} \\ \text{いえば不満である」、「不満である} \\ \text{」の回答者数} \end{array}}$$

この算出方法により、評価点(満足度)は10点～-10点の間に分布し、中間点の0点を境に、10点に近くなるほど評価は高いと考えられ、逆に-10点に近くなるほど評価が低いと考えられる。

町の各施策に関する満足度

(単位：評価点)



- 今後の重要度評価が最も高い項目は「医療体制」。続いて、「ごみ処理等の状況」、「防犯体制」、「上水道の整備状況」、「消防・救急体制」の順。

今後の視点で重要度評価が高いと思われる施策についても聞いていますが、その上位 10 項目は下表のとおりでした。医療やごみ処理・上下水道などの環境保全対策、防犯・防災・消防・救急などの安全対策などが上位となっています。

このうち前段に示した現状満足度が高い上位 10 項目のうち、今後の重要度も高い項目は、ごみ処理、上水道・下水道、消防・救急体制、保健サービス、環境保全の 6 項目でした。これらの項目は、将来にわたって基本的に重要度が高いと評価されている施策とみることができます。

今後の重要度評価が高い 10 項目	
第 1 位	医療体制 (7.14)
第 2 位	ごみ処理等の状況 (6.67)
第 3 位	防犯体制 (6.36)
第 4 位	上水道の整備状況 (6.25)
第 5 位	消防・救急体制 (6.23)
第 6 位	防災体制 (6.18)
第 7 位	下水道の整備状況 (6.17)
第 8 位	環境保全・自然との共生の状況 (6.13)
第 9 位	保健サービス提供体制 (5.97)
第 10 位	交通安全体制 (5.86)

#### ※重要度の算出方法

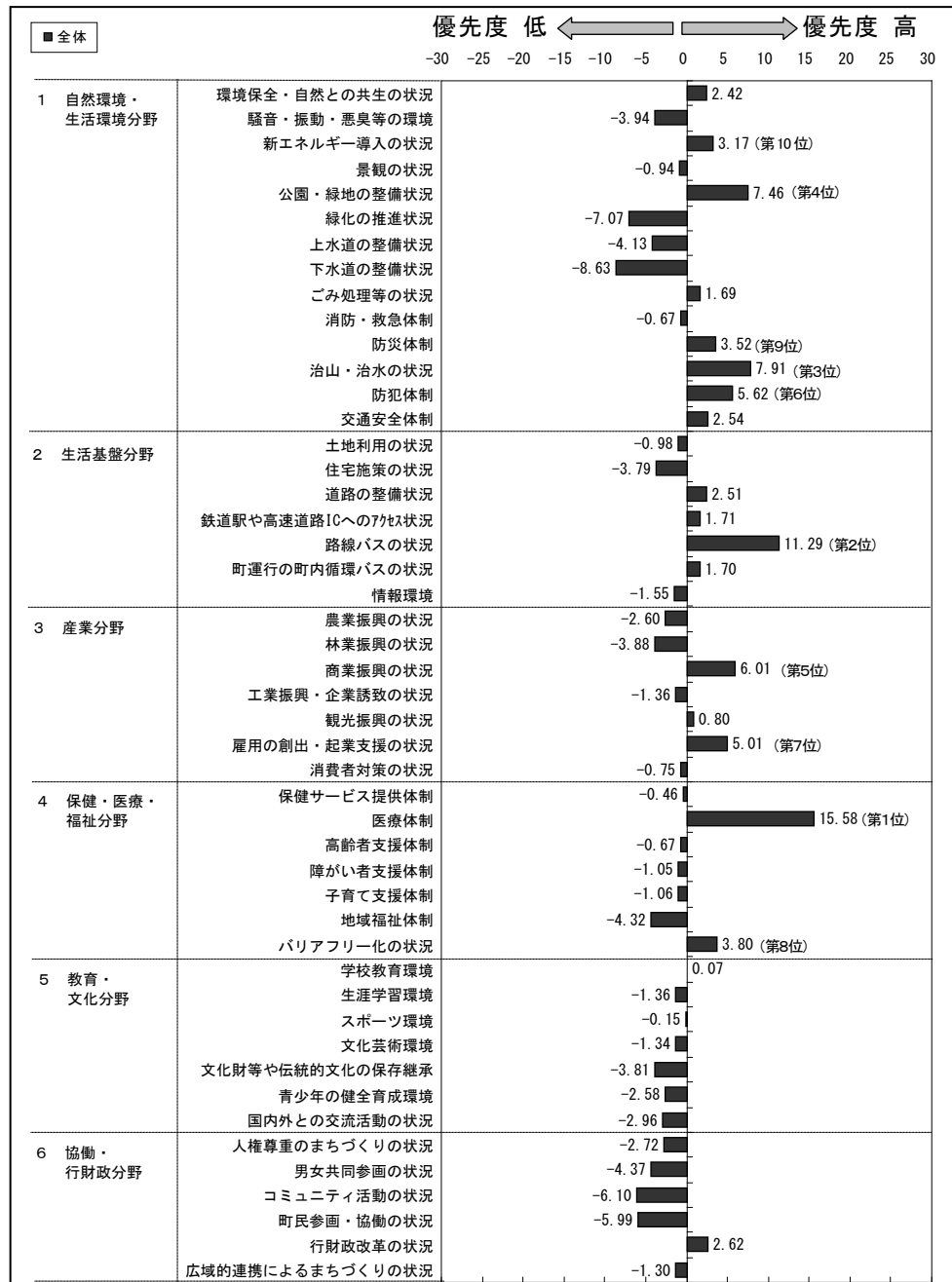
5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点（重要度）を算出する。

$$\text{評価点} = \frac{\left[ \begin{array}{l} \text{「重視している」の回答者数} \times 10 \text{ 点} \\ + \\ \text{「やや重視している」の回答者数} \times 5 \text{ 点} \\ + \\ \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{ 点} \\ + \\ \text{「あまり重視していない」の回答者数} \times -5 \text{ 点} \\ + \\ \text{「重視していない」の回答者数} \times -10 \text{ 点} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{l} \text{「重視している」、「やや重視して} \\ \text{いる」、「どちらともいえない」、「あ} \\ \text{まり重視していない」、「重視して} \\ \text{いない」の回答者数} \end{array} \right]}$$

さらに、満足度と重要度の相関分析からみて今後の町の施策として優先度が最も高いと評価されている項目は下図のとおり「医療体制」でした。次いで第2位が「路線バスの状況」、第3位が「治山・治水の状況」、第4位が「公園・緑地の整備状況」、第5位が「商業振興の状況」、第6位が「防犯体制」、第7位が「雇用の創出・起業支援の状況」の順となっています。

満足度と重要度の相関分析からみた町の各施策に関する優先度評価

(単位：評価点)



※上図は前項までに算出された満足度と重要度を偏差値化したうえで、平均からの距離と4象限のどこに位置するかを算定し、さらにこれに補正を加えて数値化し、優先度の順位を導き出してグラフ化したものです。

※なお、前項までに算出された満足度と重要度の偏差値化から4象限のどこに位置するかを算定した段階でこれを散布図に示したグラフを巻末に載せています。合わせて参照して下さい。

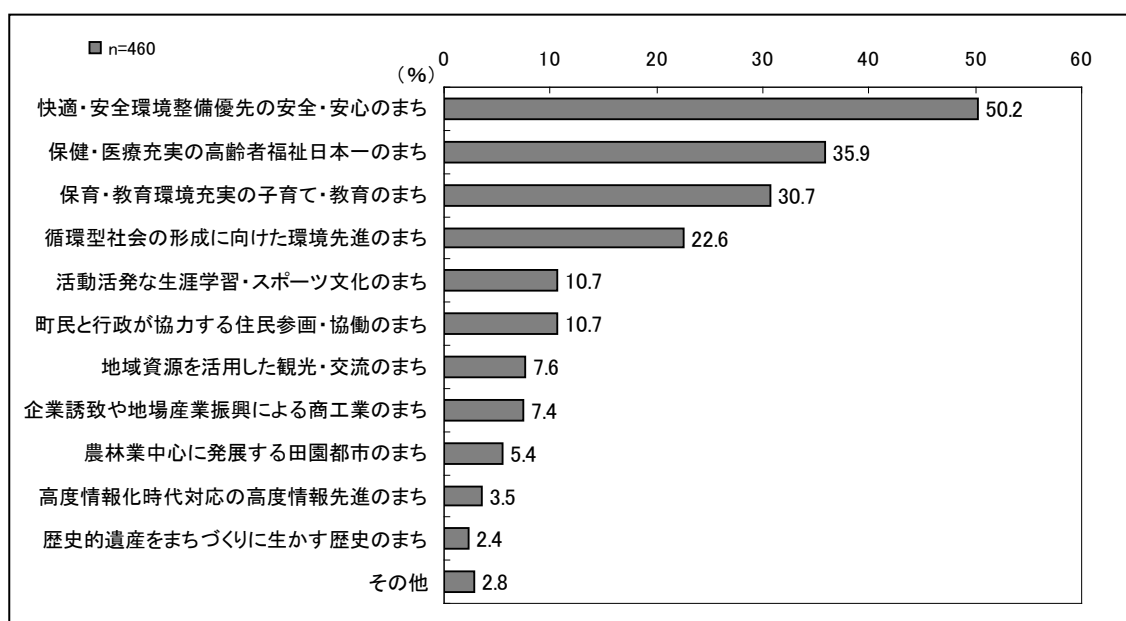
### (3) これからの特色あるまちづくり方向の意向

- これからの特色あるまちづくり方向の第1位は「安全・安心のまち」。第2位は「高齢者福祉日本一のまち」。第3位は「子育て・教育のまち」、第4位は「環境先進のまち」の順。

これからの特色あるまちづくり方向についての第1位は「快適・安全環境整備優先の安全・安心のまち」(50.2%)でした。次いで第2位が、「保健・医療充実の高齢者福祉日本一のまち」(35.9%)、第3位が「保育・教育環境充実の子育て・教育のまち」(30.7%)、第4位が「循環型社会の形成に向けた環境先進のまち」(22.6%)でした。「活動活発な生涯学習・スポーツ文化のまち」と「町民と行政が協力する住民参画・協働のまち」は同率(10.7%)で第5位となっています。

この結果を前回実施した町民アンケート結果と比較すると、第1位、第2位の結果は前回結果と同じですが、「子育て・教育のまち」が前回より4.3%上回って前回の第4位から今回は第3位に上がり、「生涯学習・スポーツ文化のまち」も前回より3%程度上回って前回の第6位から今回は第5位に上がっていることなどが住民意識の変化の特徴として指摘されます。

今後のまちづくりの特色について（全体／複数回答）



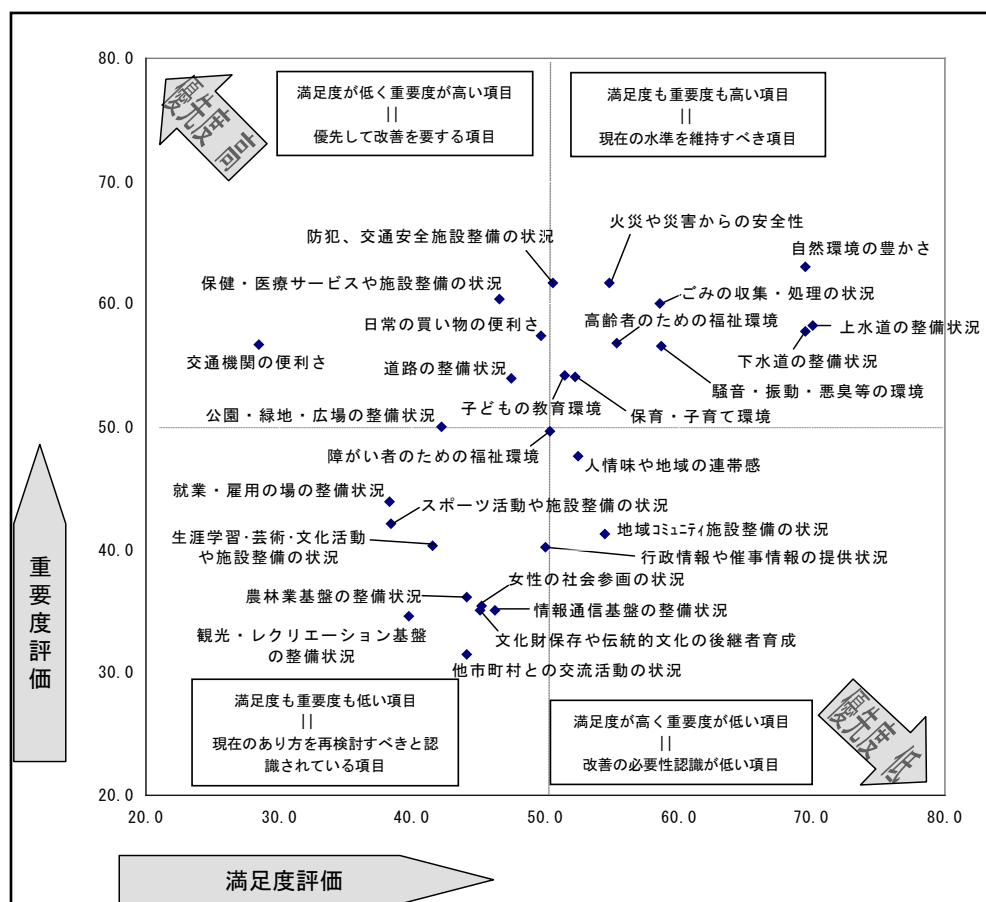
## (4)「町民の皆さんと町の将来を語る会」のご意見からみた町民ニーズ

町民アンケート結果に加えて、町民の皆さんと町長が対話する「町民の皆さんと町の将来を語る会」を平成24年6月から平成26年10月にかけて全自治会を対象とし、各自治会区域ごと、全町民を対象に実施し、町民ニーズの把握に努めました。開催回数は21回、参加人数は426人でした。

語る会の実施にあたっては、平成21年2月に第四次長期総合計画策定にあたって実施した町民アンケートで28の分野ごと現状満足度と重要度を評価していただいた結果、下図のとおり結果となったことを踏まえて、現在までの町の状況からみて、これからの町づくりで、どのような点に重点をおいてまちづくりを進めるべきかについて参加者のご意見をうかがいました。

まちの現状評価の散布図（満足度と重要度の相関、全体）

（平成21年2月実施アンケートより）



※このグラフでは左上隅の「満足度評価最低・重要度評価最高」に近づくほど優先度が高くなり、右下隅の「満足度評価最高、重要度評価最低」に近づくほど優先度が低くなる。



その結果、各自治会区域ごとの「語る会」で提起されたご意見をまとめると、下表のとおり、「火災や災害からの安全性」に対するご意見が最も多く、次いで「道路の状況」、「高齢者のための福祉環境」、「スポーツ活動や施設整備の状況」、「子どもの教育環境」などに多くのご意見を頂きました。

この会合には町長だけでなく、庁内各課長も出席し、町民の皆さんのご意見を伺っており、今回の計画策定にあたって各分野の施策内容に反映しています。

「町民の皆さんと町の将来を語る会」で提起されたご意見数一覧

	意見種別	意見等数
1	火災や災害からの安全性	49
2	道路の整備状況	26
3	高齢者のための福祉環境	17
4	スポーツ活動や施設整備の状況	16
5	子どもの教育環境	14
6	公園・緑地・広場の整備状況	13
7	人情味や地域の連帯感	13
8	地域コミュニティ施設整備の状況	13
9	防犯、交通安全施設整備の状況	12
10	生涯学習・芸術・文化活動や施設整備の状況	12
11	日常の買い物の便利さ	11
12	観光・レクリエーション基盤の整備状況	11
13	保健・医療サービスや施設整備の状況	8
14	農林業基盤の整備状況	7
15	行政情報や催事情報の提供状況	6
16	交通機関の便利さ	4
17	自然環境の豊かさ	4
18	保育・子育て環境	4
19	ごみの収集・処理の状況	3
20	上水道の整備状況	3
21	文化財保存や伝統的分野の後継者育成	3
22	騒音・振動・悪臭等の環境	2
23	障がい者のための福祉環境	2
24	就業・雇用の場の整備状況	2
25	下水道の整備状況	1
26	他市町村との交流活動の状況	1
27	女性の社会参画の状況	0
28	情報通信基盤の整備状況	0
—	上記以外のもの	36

## 2 本町の人口推移と将来人口の見通し

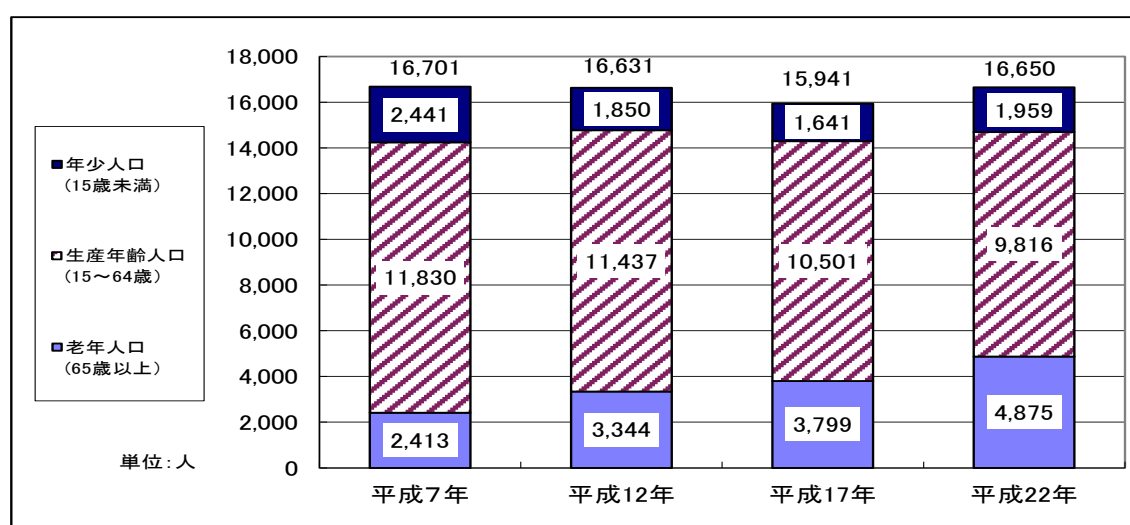
### (1)人口と世帯数の推移

本町の人口の推移を平成7年以降の国勢調査結果でみると下表のとおりです。平成7年から平成17年までの人口は微減傾向で推移していましたが、平成22年は区画整理事業などによって人口増に転じています。

人口の推移（国勢調査）

（単位：人、世帯、人／世帯、％）

項目	年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	年平均増減率		
						H7～H12	H12～H17	H17～H22
総人口		16,701	16,631	15,941	16,650	△ 0.08	△ 0.83	0.89
年少人口 (15歳未満)		2,441 (14.6%)	1,850 (11.1%)	1,641 (10.3%)	1,959 (11.8%)	△ 4.84	△ 2.26	3.88
生産年齢人口 (15～64歳)		11,830 (70.8%)	11,437 (68.8%)	10,501 (65.9%)	9,816 (59.0%)	△ 0.66	△ 1.64	△ 1.30
老年人口 (65歳以上)		2,413 (14.4%)	3,344 (20.1%)	3,799 (23.8%)	4,875 (29.3%)	7.72	2.72	5.66
世帯数		4,629	4,776	4,900	5,461	0.64	0.52	2.29
一世帯当人数		3.61	3.48	3.25	3.05	-	-	-



注) 総人口には、平成7年に17人の年齢不詳を含む。

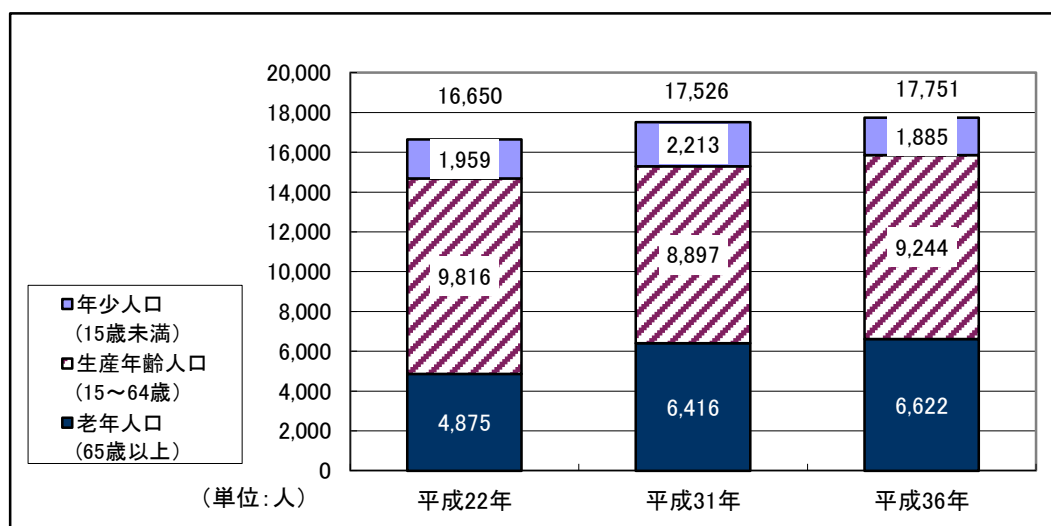
## (2) 将来人口の見通し

平成17年と平成22年の2回の国勢調査結果に基づくトレンド予測によれば人口は今後も着実に増加していくと予測されました。しかし、この予測結果では現行計画基本構想に掲げられている総人口の見込(平成31年に18,200人)より若干下回る結果となっていることから、今後とも一層人口増加を目指した対策に取り組み、基本構想に掲げられた人口18,200人の達成に努めていくことが求められます。

### 将来人口の予測結果

(単位：人、世帯、人/世帯、%)

項目	年	平成22年	平成31年	平成36年	年平均増減率	
					H22~H31	H31~H36
総人口		16,650	17,526	17,751	0.58	0.26
年少人口 (15歳未満)		1,959 (11.8%)	2,213 (12.6%)	1,885 (10.6%)	1.44	△2.96
生産年齢人口 (15~64歳)		9,816 (59.0%)	8,897 (50.8%)	9,244 (52.1%)	△1.04	0.78
老年人口 (65歳以上)		4,875 (29.3%)	6,416 (36.6%)	6,622 (37.3%)	3.51	0.64
世帯数		5,461	6,350	6,801	1.81	1.42
一世帯当人数		3.05	2.76	2.61	—	—



注) 平成22年は実績値。

### 3 新たな時代潮流

基本構想・前期基本計画策定後およそ5年を経過した今日、本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しています。後期基本計画の策定にあたって、踏まえるべき代表的な時代潮流は、以下のとおりです。

#### 時代潮流1

##### 東日本大震災の発生、安全・安心への意識の高まり

平成23年3月の東日本大震災や近年頻発する豪雨災害の発生等を背景に、地域の防災・減災体制や原子力施設の安全性等に関する人々の意識が急速に高まっています。

また、子どもを巻き込む凶悪犯罪の発生や悪質商法によるトラブルの増加、国境を越えた感染症や食の安全・安心に関する様々な問題の発生、さらには身近な医療・福祉体制への関心の高まりなどを背景に、安全・安心に暮らせる社会づくりが強く求められています。

このため、本町においても今後のまちづくりにあたっては、消防・防災体制や生活安全体制の一層の強化をはじめ、あらゆる分野で安全・安心の視点を一層取り入れていくこととします。

#### 時代潮流2

##### 少子高齢化・人口減少の急速な進行

わが国全体で人口減少と少子高齢化の進行が止まりません。中でも団塊の世代（第二次大戦後のベビーブーム世代）が高齢期に入る平成27年度には、国民の約27%が65歳以上の高齢者という、極めて高齢化の進んだ社会の到来が予想されていますが、本町においても今後急速に高齢化が進むと予測されています。

このため、今後のまちづくりにおいては、福祉体制や子育て支援体制の充実はもとより、地域コミュニティなどあらゆる分野において、少子高齢化の進行に即した環境づくりの視点を一層取り入れていくこととします。

#### 時代潮流3

##### 地方産業・経済の低迷とTPP参加問題

地方の産業・経済は、依然として厳しい局面に立たされています。特に、古くからわが国を支えてきた農業はTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）参加問題等から大きな岐路に立たされているとともに、既存商店街の衰退、

事業所の規模縮小や撤退等の状況がみられ、地域全体の活力低下や、これに伴う雇用環境の悪化が大きな問題となっています。

国において観光立国を掲げ、国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成による観光産業の振興を図ることや農商工観光の連携一体化による6次産業化<sup>2</sup>の推進等を国の重点施策として打ち出しています。

このため、今後のまちづくりにおいては、こうした時代の潮流を十分に踏まえながら、本町の商工観光業や農林業の振興をはじめ、地域産業の活性化を促す環境づくりの視点を一層取り入れていくこととします。

#### 時代潮流4

### 情報化・国際化の進展

インターネットの普及により、いつでも、どこでもネットワークに簡単につながり、様々な情報を瞬時に受発信できる環境が実現しています。また、こうした情報化や交通網の発達等を背景に、人・物・情報の地球規模での交流がさらに活発化し、産業・経済分野はもとより、人々の身近な日常生活にまで国際化が進んでいます。

このため、今後のまちづくりにおいては、情報化や国際化を地域の社会基盤としてとらえ、積極的に推進していく視点を一層取り入れていくこととします。

#### 時代潮流5

### 地方分権の進展、「新しい公共」の時代の到来

わが国では、国と地方との関係や役割分担を抜本的に見直し、地域のことは地域が決める地方分権への転換が進められています。これに伴い、今後、自治体には、住民との協働を基本に、自らの地域の未来を主体的に考え、責任を持って行動していく能力が一層強く求められます。

このため、今後のまちづくりにおいては、町民と行政との協働のまちづくり、住民団体や民間企業等の多様な主体が共に担う「新しい公共」の取り組みを進めながら、自治体経営の効率化をさらに進め、自立力を向上させていく視点を一層取り入れていくこととします。

<sup>2</sup> 6次産業化とは、1次産業の農業と2次産業の加工・製造、3次産業の商業・観光サービス等の地域の各産業・企業が連携して経営の多角化・付加価値化に取り組み収益率を高め、地域の活性化や雇用創出につなげる方策のこと。

## 第3章 まちづくりの方針と施策の体系

### 1 まちづくりの方針

第四次長期総合計画後期基本計画の基本となるまちの将来像とまちづくりの基本方針について第四次長期総合計画基本構想より抜すいして確認すれば以下のとおりです。

#### (1)まちづくりの将来像

**「みんなでつくろう 日の出町！  
—安心・躍進・自立のまち—」**

#### (2)まちづくりの基本目標

施策展開にあたっては次の3項目を基本目標として設定します。

##### **基本目標1 生涯にわたって健康で安心して暮らせるまち ひので ～“みんなで創る 安心のまち”の実現を目指して～**

住民アンケートで、今後のまちづくりの重点方向第1位となった「安全・安心のまち」の実現を目指して、乳幼児からお年寄りまで生涯にわたって安心できる健康・福祉のまちづくり、快適で安全な生活環境づくりを進めます。

##### **基本目標2 交流を基盤に若者もいきいき定住するまち ひので ～“みんなで創る 躍進のまち”の実現を目指して～**

まちの都市基盤・定住基盤の整備と交流資源を活用した産業振興等により若者定住や人口増加を図るため、定住と交流を生み出す生活基盤づくり、豊かで活力に満ちた産業づくりを進めます。

##### **基本目標3 人と文化が輝く わたしのふるさと ひので ～“みんなで創る 自立のまち”の実現を目指して～**

まちへの愛着と地域連帯感にあふれる本町の特性を大切に想い、合併しないで自立の道を選んだまちづくりの方向を強化するため、人が輝く教育文化のまちづくり、みんなで進める協働のまちづくりを推進します。

## 2 第四次日の出町長期総合計画後期基本計画 施策の体系

まちづくりの方針を踏まえ、「第四次日の出町長期総合計画後期基本計画」における施策の体系を次のとおり設定します。



## **第2部 まちづくりの戦略プロジェクト**



# 第1章 戦略プロジェクトの設定

後期基本計画として今後5年間の具体的な施策内容は第3部に示しています。これらの施策はこれからのまちづくりの基本として総合的、体系的に進めていくことが必要ですが、ここではそうした基本施策にあつて戦略的役割を担い、今後、重点的、誘導的に進めるべき施策を「まちづくりの戦略プロジェクト」と位置づけます。

まちの将来像や基本目標の実現をリードしていくべき戦略プロジェクトを前期基本計画と同じく「躍進 ひので！ニュー5大作戦」と呼称し、これまでの5年間の成果を踏まえ、今後5年間に重点的に取り組む施策を以下のとおり再設定しました。これからのまちづくりを牽引する5つの戦略プロジェクトは次のとおりです。

## <「躍進 ひので！ニュー5大作戦」のプロジェクトテーマ>

### 戦略プロジェクト1

**日本一の福祉の町づくり ― 子育て支援策の充実とお年寄りや障がい者にやさしい町づくり ―**

### 戦略プロジェクト2

**ひので A(安全)・A(安心)大作戦の展開**

### 戦略プロジェクト3

**豊かな創造性に富んだ児童・生徒を育成するための、教育の充実による人づくり**

### 戦略プロジェクト4

**元気ある活気に満ちた商工観光業と農林業の振興**

### 戦略プロジェクト5

**総合文化体育センター並びに野外スポーツ施設の設置推進**

## 第2章 「躍進 ひので！ニュー5大作戦」の展開方策

### 1 日本一の福祉の町づくりー子育て支援策の充実とお年寄りや障がい者にやさしい町づくりー

平成 17 年 6 月に「日の出町発の少子化対策一次世代育成プログラム」を発表し、全国に先駆けて実施した各事業によって波及効果が現れ、年少人口の増加傾向がみられます。

今後は関係機関の連携強化を基礎にし、地域における子育てネットワークづくりや子育て環境の整備等、ソフト面の充実に向けて積極的に事業展開を図ります。

また、本町は、平成 3 年 6 月、高齢者にやさしいまちづくり「日の出福祉村構想」を発表して以来、高齢者対策に力を入れてきましたが、平成 20 年 9 月には「日の出町発！長寿化対策～日本一お年寄りにやさしい町づくり宣言」を行い、今後ともお年寄りの将来への不安を和らげるための施策などを重点的に取り組んでいくことを町民の皆さんに約束しています。

#### ＜戦略プロジェクトの主要事業＞

##### ①子育て支援推進プロジェクト

- 子育てをトータルにサポートするこどもセンター活動の充実
- 「(仮称)ひので森林こども中央公園」の整備計画促進
- 保育園の待機児童ゼロの維持のため保育所の整備と定員増の推進

##### ②日本一お年寄りにやさしいまちづくり推進プロジェクト

- 70 歳以上の方の医療費の助成
- 70 歳および 75 歳になられる方の人間ドック受診料の無料化
- お年寄り向けの各種スポーツを支援するなど健康管理・健康増進対策の充実
- 高齢者外出支援バス事業などの既存事業の充実
- 寝たきり高齢者等支援手当の支給

## 2 ひので A(安全)・A(安心)大作戦の展開

5年前に実施したアンケート結果に続き今回実施した町民アンケート結果でも「安全・安心のまち」は今後のまちづくりの最重点方向として町民が望む第1位となっています。東日本大震災に加え近年ますます激しくなっている集中豪雨などによる大きな自然災害や子ども・高齢者等を狙った悪質な犯罪などを背景に、本町でも安全で安心して暮らせる地域社会づくりへの要望はますます大きくなっています。

本町では、これまでも家庭や学校、地域社会のそれぞれが連携し、協力し合う体制づくりを進め、様々な対応を図ってきましたが、なお一層、安全で安心な地域づくりのため、次のような施策を重点的に進めます。

### ＜戦略プロジェクトの主要事業＞

#### ①暮らしの安全・安心推進プロジェクト

- 昭和56年以前に建築した住宅の耐震診断への助成
- 災害時要援護者への支援体制の充実
- 土砂災害による交通途絶の懸念を排除する「梅ヶ谷～肝要間のトンネル」の早期実現

#### ②子どもの安全・安心推進プロジェクト

- 安全・安心メールと安全・安心パトロールの実施
- 自治会や防犯協会を中心とした防犯パトロールの実施支援
- 学校への管理員の配置や警備用機器の配備

#### ③環境を守る太陽光発電普及プロジェクト

- 再生可能なエネルギー普及のための町の補助制度の充実

### 3 豊かな創造性に富んだ児童・生徒を育成するための、教育の充実による人づくり

これまで本町では、次代を担う子どもたちが恵まれた自然環境の中で、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を身につけることができるように様々な施策を推進してきました。また、町民大学の充実など、生涯学習・生涯スポーツの面でも振興対策に取り組んできました。その結果、児童・生徒の学習意欲の高まりや確かな学力の定着、町民の学習活動への参加者の増加など、学校教育・文化スポーツの各分野で着実な成果が上がっています。

まちづくりは人づくりから、の考えのもと、これまでの成果を踏まえ、さらに一層教育環境・学習環境の整備に重点的に取り組みます。

#### ＜戦略プロジェクトの主要事業＞

##### ①学校教育環境充実プロジェクト

- 学校における「確かな学力の向上」を図るため、「特色ある学校づくり推進事業」などの取り組み支援の充実
- 教育相談・支援教育体制の充実
- 老朽化した義務教育施設の計画的な整備
- 学校、児童・生徒の安全・安心対策の一層の充実

##### ②生涯学習・交流事業推進プロジェクト

- 「ひので町民大学」の内容充実など生涯学習機会の拡充
- 日の出町民体育祭の充実など生涯スポーツ・健康づくり機会の拡充
- 友好町村・新島村との交流事業の推進

## 4 元気ある活気に満ちた商工観光業と農林業の振興

平成20年に制定された「日の出町商工観光産業の振興に関する基本条例」により、まち、事業者、大型店の設置者、小売業及び経済団体のそれぞれが目指すべき方向性や果たすべき役割が明らかになりました。今後とも、商工会や観光協会等との連携の充実・強化を図るとともに農林業の関係者とも連携を進め、活気に満ちた地域産業、地域経済の振興に向けて積極的に取り組んでいきます。

### ＜戦略プロジェクトの主要事業＞

#### ①商工観光業振興プロジェクト

- 商工会や観光協会等の協議・連携体制の確立
- 日の出山荘を中心とした北大久野川流域計画の推進
- 平井・川北地区における「(仮称)野鳥の森・こども自然公園」の整備
- 温泉センターと肝要の里、さかな園の一体となった活性化の促進
- 観光資源のネットワーク化等による入込観光客の増加促進
- 「商工振興ひろば」を活用した商工業振興の推進
- 林道の多面的な活用によるエコツーリズムの計画的な促進
- 伝統や歴史文化の保全対策の推進

#### ②農林業振興プロジェクト

- 効率的な農業経営の推進と農地の活用・流動化の促進
- 林業生産基盤整備及び多面的な森林整備のための林道整備
- 農林業後継者の育成・確保の推進

## 5 総合文化体育センター並びに野外スポーツ施設の設置推進

多摩都民 400 万人のごみを埋め立てるという広域行政に協力し、その結果として谷戸沢処分場跡地及び周辺地区に三多摩都民が共同で利用できる総合的な文化・スポーツ施設を建設するという事は、広域行政のさらなる進展の成果といえます。平成 25 年開催の東京国体を契機としたサッカー競技場の整備に続き、今後とも全体計画に基づき、施設を計画的に整備していきます。また、新公民館を中核とした文化活動の充実や、2020 年東京オリンピック・パラリンピックを契機とするスポーツ活動の充実に努めます。

### ＜戦略プロジェクトの主要事業＞

#### ①総合文化体育センター並びに野外スポーツ施設整備プロジェクト

- 施設設置推進協議会による施設整備の全体計画の確立
- 総合文化体育センター並びに野外スポーツ施設の整備

#### ②文化・スポーツ活動の充実プロジェクト

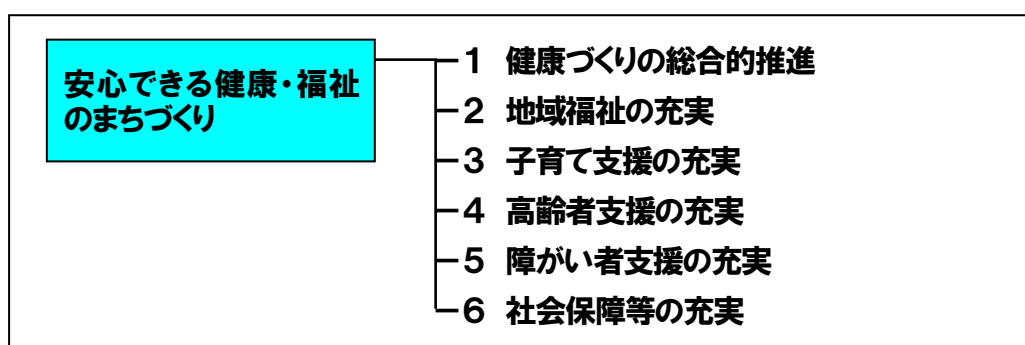
- 日の出町やまびこホール(新公民館)を拠点とした文化活動の充実
- 地域スポーツクラブの設置
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピックに参加する外国サッカーチームの誘致促進

## **第3部 後期基本計画**

# 第1章 安心できる健康・福祉のまちづくり

## <第1章の施策体系と施策展開の基本方向>

### ◆施策体系



### ◆基本施策の展開方向

町民の健康寿命の延伸に向けた健康づくり体制・地域医療体制の一層の充実に努めます。また、助け合い支え合う地域づくりを進めながら、まち全体で子育てを応援する体制の整備、高齢者や障がい者の介護・自立支援体制の整備等を図ります。これらによって、だれもが安心できる健康・福祉のまちづくりを進めます。



# 1 健康づくりの総合的推進

## ◆施策の方針

すべての町民が健康でいきいきと暮らせるよう、各世代に応じた保健サービスの提供に努めるとともに、地域医療体制の充実を図ります。

## ◆現状と課題

### <健康づくり>

本町ではこれまで、急速な高齢化とともに生活様式や食生活の変化により生活習慣病及びこれに起因する要介護者の増加が懸念されている中、生活習慣病の予防、早期発見に向け、特定健康診査をはじめ、各種検診の受診率の向上に向けた取り組みや生活・食習慣の改善等の各種保健事業を展開してきました。

保健・医療・福祉の連携による総合的なサービスを提供するとともに、学校や職場など関係機関と連携し、町民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、保健事業の充実に努める必要があります。

今後、なお一層の町民への健康づくりへの意識高揚を図るため、日の出町健康増進計画を策定します。

### <医療>

本町においては、医療機関が12箇所ありますが、専門診療科目が少ないことから第二次医療圏の西多摩地域や第三次医療圏の都内で受診している状況です。

今後、高齢化の進行とともに医療ニーズはますます増大していくことが予想されます。また、定住促進のためにも医療機関の整備充実が求められています。

このため、町民の医療サービスに対するニーズの多様化や救急医療ニーズの増大に応えられるよう、地域医療体制の充実に努めるとともに、安定した医療サービスを提供するため、阿伎留医療センターの産科の診療再開を含む診療科目・日数の充実・維持など関係医療機関と連携・協力して、地域医療体制と救急医療体制の充実を図る必要があります。

さらに、東日本大震災の教訓として、地域災害医療の連携体制を構築する必要があり、今後、西多摩保健医療圏を中心としたあきる野ブロックで、阿伎留医療センターを中核医療機関とした体制づくりを行っていきます。

**◆主要施策****<健康づくり>****(1)食育の推進**

母子保健や健康教室・講座等での食育推進の事業を実施し、町民の食育に対するより正しい知識の普及の場を図ります。

また、今後も歯科保健と連携した食育で、噛むことの重要性や意義の普及を図るとともに、栄養相談体制の充実と地域関係団体や教育委員会を通じて学校教職員への支援と連携を進めます。

**(2)糖尿病・メタボリックシンドロームの予防対策の推進**

各種統計に基づく健康課題の把握により、特定保健指導を含む生活習慣病相談等の充実を図ります。

また、特定健康診査をはじめ検診を受けることの必要性等についての活動を、教育、栄養と運動の推進と展開させ、関連部門と一体となって予防に総合的に取り組みます。

**(3)脳卒中の予防対策の推進**

各種検診の充実と各種統計などにより、脳卒中予防の健康相談・教育体制で、関連部門が一体となって予防に総合的に取り組みます。

**(4)がんの予防対策の推進**

がん検診の意義・有効性と検診体制の周知及び助成、要精密検査の確実な受診の促進、喫煙及び受動喫煙の健康影響の普及啓発などで、がん予防の推進を図ります。

特に、受動喫煙については平成 26 年 8 月適用の基本指針を遵守し、対象施設での受動喫煙防止対策に努めます。

**(5)こころの健康づくりの推進**

ストレスなどメンタルヘルスの相談体制や心の健康づくりの啓発活動による知識の普及に努め、自殺対策やうつ病予防を推進します。

また、子育てにおいて育児拒否や幼児虐待につながらないよう関連部門との連携を図ります。

**(6)母子保健事業の推進**

保健師などによる妊産婦・乳幼児の家庭訪問、両親学級の保健指導、健康診査及び育児グループ支援事業の充実など、母子保健事業の推進を図ります。

## <医療>

### (7)地域医療体制の充実

構成市町村として、阿伎留医療センターの医療施設・診療科目の充実及び医療機器の整備を促進します。また、産科の早期業務再開を要望します。

さらに、災害時における西多摩保健医療圏を中心としたあきる野ブロックでの阿伎留医療センターを中核医療機関とした地域災害医療コーディネーターの任命を行い町の災害時医療体制に備えます。

### (8)救急医療の充実

地区医師会等の関係医療機関と連携・協力して、夜間・休日の救急医療体制の充実を図ります。

#### ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
健康増進のための取り組みを「している」町民の割合	%	71.7	80.0	町民アンケートより設定
「保健サービス提供体制」町民満足度	%	49.1	50.0	町民アンケートより設定
「医療体制」町民満足度	%	31.1	35.0	町民アンケートより設定

## 2 地域福祉の充実

### ◆施策の方針

地域で支えあい協力し合いながら生きることができるよう、地域住民一人ひとりが参画する地域福祉体制の強化を図ります。

西多摩地区保護司会日の出分区を中心とした「社会を明るくする運動」の推進として、青少年の健全育成、犯罪のない明るいまちづくりを目指します。

### ◆現状と課題

地域社会において、民生・児童委員（社会福祉委員）は地区担当や主任児童委員として、地域の高齢者や障がい者、児童の問題把握に努め、行政や社会福祉協議会とのパイプ役として活動しています。また、社会福祉協議会では、地域の高齢者や障がい者に対する幅広いサービスや事業、地域福祉の担い手の育成を展開しています。

さらに、毎年7月の全国統一の強調月間に合わせて駅頭宣伝、町内啓発活動を実施しています。

しかし、少子高齢化が進むなか地域における地域福祉ニーズは増大し、多様化しているため、より多くの福祉活動への参加を促進する地域福祉体制をつくる必要があります。

## ◆主要施策

### (1) 民生・児童委員の地域活動支援の推進

民生・児童委員協議会として、定例会の開催、各種研修会への参加を通じて、民生・児童委員の資質の向上や地域活動の支援を行います。

### (2) 社会福祉協議会活動への支援

社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」の計画の目的にあるように「みんなでささえあい ともに生きていく やさしいまちづくり」を基本理念のもと、小地域活動を中心とした事業により、町民が主体的に行う活動を通じて社会貢献ができるよう、援助、情報提供をします。

また、社会福祉協議会の福祉ボランティアの育成登録の充実等を支援します。

### (3) 低所得者福祉の推進

低所得世帯の経済的自立と生活意欲の向上を促すため、西多摩福祉事務所の自立相談支援窓口等関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。

### (4) 社会を明るくする運動の推進

「社会を明るくする運動」を通じ少年非行防止の重要性を周知します。

### (5) 福祉意識の高揚

町民が地域の中で支えあいながら共に生きる風土を醸成するため、福祉教育等の充実や広報などによる啓発活動を推進します。

## ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
地域福祉活動への参加を「している」町民の割合	%	29.8	35.0	町民アンケートより設定
「地域福祉体制」町民満足度	%	25.6	30.0	町民アンケートより設定

### 3 子育て支援の充実

#### ◆施策の方針

子どもを安心して生み育てることができるように、地域・行政が一体となった多面的な子育て支援施策を推進します。

#### ◆現状と課題

本町の児童人口（中学生まで）は、平成19年度末の1,695人から平成25年度末には2,299人へと、周辺宅地開発や子育て支援施策の充実により着実に増加を続けており、後期計画期間中も引き続き増加していくことが予想されています。

次世代育成クーポンや子どもの医療費助成制度の実施等により給付面での制度は充足されている一方で、保護者の働き方の変化による保育所や学童クラブの入所申込者の増加、子ども家庭支援センターへの相談案件やひとり親家庭が増加傾向にあり、児童の受け入れ体制の整備や相談業務の拡充が大きな課題となっています。

今後とも子育て家庭への経済的支援や保育サービスの充実、子育て拠点の整備など、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進していくことが求められています。

## ◆主要施策

### (1) 保育サービスの充実

保育所への入所申込者が増加していることから、保育所の整備や定員変更・多様な保育施設の導入等、保育需要に対応した受け入れ体制の拡充を図ることにより、待機児童ゼロを維持します。

また、特別な支援を要する児童等に対応した保育サービスの充実や幼稚園の預かり保育制度の確立等に努めます。

### (2) 学童クラブ・児童館活動の充実

放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを拡充するため、学童クラブの改修等による受け入れ体制の整備を図るとともに、児童館活動の充実に努めます。

### (3) こどもセンター活動の充実

まちの次代を担う子どもとその保護者また地域住民との交流の場の拡充を図るため、広場の機能を持たせた地域子育て拠点事業を推進します。なお、事業には子ども家庭支援センター事業、ショートステイ事業やファミリー・サポート・センター事業等をも含めて検討を進めます。

### (4) 子育て家庭への支援サービスの充実

子育て家庭への経済的支援として、次世代育成クーポン交付事業や子ども医療費助成事業、青少年育成支援金及び青少年医療助成制度を継続実施します。

### (5) ひとり親家庭への支援の推進

ひとり親家庭が自立し、安定した生活を送れるように、関係機関と連携し、適切な相談・支援に努めるとともに、各種制度の周知と利用促進に努めます。

## ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
保育園定員	人	556	562	目標値は子ども子育て支援事業計画目標値
学童クラブ定員	人	250	250	
ファミリー・サポート・センター会員数	人	0	100	
「子育て支援体制」町民満足度	%	40.2	45.0	町民アンケートより設定

## 4 高齢者支援の充実

### ◆施策の方針

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らし続けることができるように、社会参加を促す施策を推進するとともに、介護保険事業の適正・円滑な運営に努めます。

### ◆現状と課題

わが国の急激な高齢化は、日の出町においても顕著であり、今後本町に置いて、財政的に大きな負担となることは明白です。このため、高齢者増による医療費・介護給付費をいかに抑制するかということが大きな課題となっています。

これに対応するため、在宅の高齢者に対する各種サービス、健康教室について町民への周知が必要不可欠であり、広報等を通じPR活動を行う必要があります。また、老人福祉センター事業の充実、老人クラブ等への支援等、高齢者の生きがい活動、シルバー人材センターでの雇用の場を確保し、今後一層充実していく必要があります。

さらに、高齢者の虐待防止、権利擁護や認知症対策等についても、各関係機関と連携して事案ごとに適切な支援に取り組むことが重要です。

介護保険施設については、すでに充足され、地域密着型サービスについても現行では住民ニーズに足りていますが、今後の高齢者人口の増加に伴う問題に対応していく整備計画等が検討課題となっています。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築が最重要課題となっています。



## ◆主要施策

### (1)在宅サービスの充実

現在実施している在宅高齢者の方に対する各種支援、サービスを検証しながら、随時見直しを行い、より高齢者の方のニーズに合った支援、サービスの提供に努めます。

### (2)生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者の生きがいづくりや健康づくり、交流の場等として老人福祉センターや老人クラブの活動を支援します。

また、高齢者の社会参加及び日常生活の外出を促進するため、高齢者外出支援バスやおでかけ支援ドリームカーの運行の充実に努め、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう支援します。

さらに、就労を望まれる高齢者の方々には、シルバー人材センターが地域において長年の経験、知識を生かして安心して働ける場となるよう支援していきます。

### (3)権利擁護及び認知症対策の推進

高齢者虐待等の権利擁護に関しては、事案に応じて関係機関と連絡・連携を図り適切な支援に努めます。

また、認知症対策についても認知症サポーター養成講座の開催を推進する等、認知症理解の普及、啓発に努めるとともに、関係機関との連絡・連携を強化して早期発見や状態に応じた適切な支援サービスや医療の提供に繋がられるよう努めます。

### (4)地域包括ケアシステム構築への取り組み

介護や支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援などの適切なサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められていることから、地域包括支援センターを核として、地域関係機関との連携を強化し、生活支援サービスの充実に図り、地域ケア会議を設置して地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進します。

### (5)介護保険対象サービスの充実

3年ごとの事業計画の点検・評価・見直しのもと、第6期からの制度改正にも的確に対応し、要介護認定から保険給付、保険料徴収まで、総合的

な運営体制の確保を図り、介護保険事業の適正かつ円滑な運営に引き続き努めます。

## (6)日本一お年寄りにやさしいまちづくりの推進

70歳以上の方の医療費の助成や70歳および75歳になられる方の人間ドック受診料の無料化、寝たきり高齢者等支援手当の支給等に取り組み、日本一お年寄りにやさしいまちづくりの推進に努めます。

### ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
高齢者外出支援バス利用者	人	49,554	51,000	単年度
認知症サポーター養成講座受講者	人	579	800	前期からの累計
「高齢者支援体制」町民満足度	%	40.4	45.0	町民アンケートより設定

## 5 障がい者支援の充実

### ◆施策の方針

障がいのある人もない人も安心して、いきいきと暮らせる地域社会の実現に向けた施策を総合的に推進します。

### ◆現状と課題

平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行に伴い、地域社会における共生の実現に向けて障がい者のための福祉サービスの充実と障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、各種障害福祉サービスや地域生活支援事業を実施しています。

また、障がい者の経済的支援として各種手当の支給、サービス利用の自己負担額の軽減等を行っています。

しかし、近年の障がい者のニーズの多様化や障がい者の保護者及び障がい者自身の高齢化から、相談支援体制及び就労支援事業の強化が必要になっています。また、障がい者の社会参加に欠かせない基盤整備としてバリアフリーのまちづくりが求められています。

## ◆主要施策

### (1)関係機関との連携と自立支援の充実

保健、医療、教育、雇用等の関係機関との連携を進め、豊かな人間形成のための幼児期からの保育と教育の充実に努めるとともに、自立した生活を営むための雇用等の確保に努めます。

### (2)障害福祉サービス及び地域生活支援事業の充実

障がいのある人も普通に暮らし、地域の一員として共に生きる社会の実現に向けて、障害福祉サービスと障がい者の日常生活・社会生活を総合的に支援する事業の充実に努めます。

### (3)安全で快適な環境づくりの推進

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいに不安や不便を感じることなく、できるだけ安全・快適な日常生活・社会生活が営めるようバリアフリーに配慮した生活基盤の整備と移動や災害時における安全対策の確保に努めます。

### (4)広報・啓発活動の充実

地域社会における共生に向けての啓発を進め、地域自立支援協議会を中心に障がいや障がいのある人についての理解を促進し、相互理解と交流の機会の拡充を目指します。

## ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
障害福祉サービス利用者数	人	141	160	利用者数
地域生活支援事業利用者数	人	49	70	利用者数
就労生活支援センター登録者数	人	0	50	登録者数
「障がい者支援体制」町民満足度	%	32.0	35.0	町民アンケートより設定
「バリアフリー化の状況」町民満足度	%	15.9	20.0	町民アンケートより設定

## 6 社会保障等の充実

### ◆施策の方針

すべての町民が健康で文化的な暮らしを営み、不安のない老後を送ることのできるよう、社会保障制度の適正な運用と住民理解の浸透に努めます。

### ◆現状と課題

国民健康保険、後期高齢者医療制度など各種医療制度は、低所得化と高齢化に加え、生活習慣病の増加や医療技術の高度化によって、高額医療等から長期的かつ安定的な運営の確保が難しくなっています。今後は、適正な給付に努めるとともに、疾病予防や介護予防を図り、診療報酬の軽減等による医療費の適正化を図る必要があります。

しかしながら、一方では高齢者やがん患者への医療費負担が、被保険者の日常生活に多大な影響を及ぼしています。この様な状況下で、今日まで町に貢献してきた高齢者やがん患者の医療費助成施策を継続して健康維持と社会復帰への支援を行う必要があります。

国民年金制度は、老後の生活を支える基盤制度であるという理解を深めることや、私たちの健康で文化的な生活は、社会全体で支えているという意識の定着を図ることが必要です。

**◆主要施策****(1)国民健康保険事業の健全化**

被保険者の健康づくりの推進はもとより、レセプト点検調査等の医療費適正化対策や、滞納者への納税相談・指導、国民健康保険税の収納率向上対策を図り、国民健康保険事業の健全化に努めます。

また、国民健康保険の保険者の都道府県移行について、今後行われる協議の内容及び今後のスケジュール等を注視し、対応に努めます。

**(2)国民年金の啓発**

広報誌やパンフレットの活用、年金相談の充実等を通じ、国民年金制度に関する町民の理解と認識を深めるとともに、未加入者の加入促進に努めます。

**(3)後期高齢者医療制度の推進**

定着した後期高齢者医療制度の安定と制度を支える貴重な財源である保険料の収納率の向上を図ります。そして後期高齢者が安心して医療を受け、健康を保ち続けられるよう医療費助成制度の継続に努めます。

**(4)がん患者への医療助成**

18歳から69歳までの町民の方で、不幸にしてがんという病魔に犯されたとき、医療費の負担が日常生活に大きな影響を及ぼしています。今後もがん医療費助成を継続し、経済的な不安の軽減を図り安定した日常生活を確保することで、がん患者の早期社会復帰の支援に努めます。

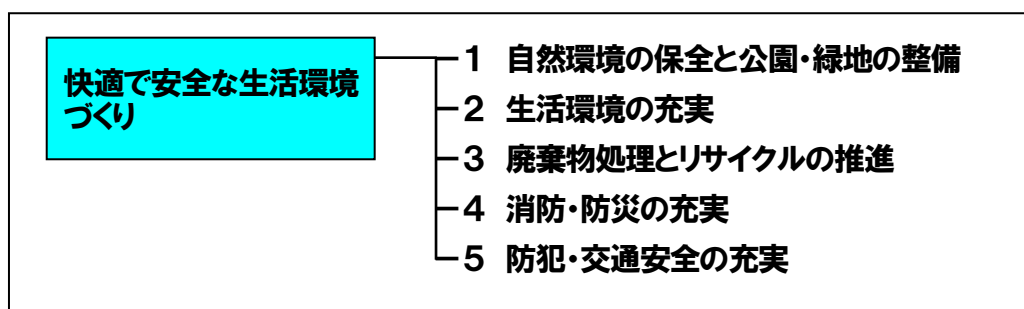
**(5)医療助成制度の拡充**

町民が安心して医療を受け、健康を保ち続けられるよう医療費の自己負担分への助成対象を、75歳以上から70歳以上へ引き下げ拡充することで、多くの高齢者が安定した日常生活を過ごせるよう努めます。

## 第2章 快適で安全な生活環境づくり

### <第2章の施策体系と施策展開の基本方向>

#### ◆施策体系



#### ◆基本施策の展開方向

水と緑に包まれた優れた自然環境を誇るまちとして環境・景観の保全と創造に向けた施策の総合的推進、循環型社会の形成に向けた適正な廃棄物処理に努めます。また、防災体制の強化、防犯・交通安全対策の強化など危機管理体制の整備を図ります。これらによって、だれもが住みたくなる快適で安全・安心な生活環境づくりを進めます。

# 1 自然環境の保全と公園・緑地の整備

## ◆施策の方針

低炭素社会づくりを推進し、自然環境の保全に努めるとともに、豊かな森林資源を活用・保全し、地域特性に対応した公園づくりに努めます。

## ◆現状と課題

### <自然環境>

豊かな森林資源と水資源を保全するため、引き続き平井川の水質を監視するとともに、良好な地下水を維持するために、これまでどおり町内にある井戸の水質を監視していく必要があります。また、町民が安全で安心して生活できる「公害のないまち」を目指し、住宅地や幹線道路周辺での環境調査を引き続き実施する必要があります。

近年、空き地や幹線道路周辺へのごみのポイ捨てや、山間地域への不法投棄が増えているため、行政と地域が連携し監視していく必要があります。

新たな課題としては、地球規模での温暖化が進み深刻な問題となっています。温室効果ガスを削減するため、町民、事業所、行政が一体となり環境負荷の少ないまちに転換していく必要があります。

新鮮な空気と町民が安全で安心して暮らせるよう、「公害のないまち」を目指す必要があります。

### <公園・緑地>

面積の約7割を山林や丘陵地の緑に被われた本町は、日の出山のある西側は「秩父多摩甲斐国立公園」に指定され、それから連なる長淵・五日市丘陵の尾根はハイキングコースとして良好な景観を形成しています。

一方、市街地においては、宅地開発や土地区画整理事業による公園や緑地が配置されており、単なる安らぎの場だけでなく、地域のコミュニティの拠点、また緑がつくるまとまりのある空間としての景観や、災害時の避難場所などとして重要な役割を果たしています。今後ともこれらの公園を、誰もが快適に利用できるよう利用者の協力のもと園地内の環境美化の促進や、樹木や遊具の維持管理に努めていく必要があります。

また、貴重な森林資源を保全するため、町が所有する平井・川北地区の山林を（仮称）野鳥の森・こども自然公園として整備し、動植物の観察や地域振興の拠点とするとともに、この森を貴重な財産として次の世代に継承していく必要があります。



**◆主要施策****<自然環境>****(1)水質調査の実施**

平井川の水質調査や町内の井戸の水質検査を定期的を実施し周辺環境の監視に努めます。

**(2)河川の整備**

平井川をはじめとする東京都管理の河川については、早期に事業承認を受けて自然環境に配慮した地域住民が親しめる河川整備を要望していきます。

また、町管理の普通河川等については、緊急性、危険性等を考慮して計画的に整備を進めます。

**(3)土砂災害の防止**

豪雨時に急傾斜地などの土砂流失危険地域の監視及び整備を東京都に要望していきます。

**(4)交通環境調査の実施**

圏央道の開通や大型商業施設の進出などにより、周辺環境が変わりつつあります。定期的に町内幹線道路交差点での交通量調査、騒音、振動、浮遊粒子状物質、窒素酸化物調査を実施します。

**(5)大気中の環境調査の実施**

定期的に町内のダイオキシン類について調査を実施します。

**(6)不法投棄パトロールの強化**

地域と警察署と連携し、不法投棄の監視やモラル向上に向けての啓発活動を行います。

**(7)低炭素社会づくりの推進**

地球温暖化防止は無論のこと、環境保全・災害対策・地域振興の観点からも、再生可能エネルギーの導入及び利用促進に関する調査をし、環境負荷の軽減対策を検討します。特に公共施設の新設・改修を見据えて太陽光発電等の代替エネルギーの導入を検討します。

また、一般住宅に関しても引き続き住宅用太陽エネルギー利用機器の設置に補助を行います。

## (8)啓発活動の推進

騒音、悪臭などの苦情に対するため、東京都環境局と連携し改善に努めるとともに、誰もが快適に暮らせるまちを目指し、啓発活動を推進します。

## (9)環境負荷の軽減対策の推進

庁用車について、エコドライブの徹底をはじめ、環境面に配慮した低排出ガス車両の導入を進めます。

### <公園・緑地>

## (10)都市公園・緑地の管理

身近な安らぎの場として配置されている、公園・緑地については、利用者の協力を得て、ごみの散乱などがない「きれいな公園」・「利用しやすい公園」を目指します。

また、公園設備や植栽の維持管理に努め、周辺環境と調和した安全・安心な公園の設置に努めます。

## (11)自然公園の整備

平井・川北地区に整備が進められている「(仮称)野鳥の森・こども自然公園」は、コンセプトとなる「だれもが豊かな里山の恵みを楽しみ交流が促進されるエコツーリズムを通じた豊かな里山の継承」と「持続的な地域活性化」の実現を目指し、基本構想や基本計画の理念に基づき計画的に整備を進めます。

### ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
騒音・振動・悪臭等の環境満足度	%	58.1	60.0	ほぼ現状維持を継続
低排出ガス車両の導入率(総務課管理分)	%	64.7	74.3	現状 22台/34台中 目標 26台/35台
公園や緑に関する満足度	%	29.6	35.0	
公園施設整備面積	ha	27.1	118.63	

## 2 生活環境の充実

### ◆施策の方針

下水道については、美しく快適な環境づくりと公共用水域の水質保全のため、未接続家庭等の接続推進に努めます。

また、上水道については、安全でおいしい水が飲めるように東京都へ働きかけます。

### ◆現状と課題

#### <下水道>

本町の下水道は、平成26年4月現在、面積632ha、管敷設延長123kmで住宅等の存在している区域は、ほぼ100%整備されています。現在は維持管理を中心に事業を進めています。

今後は、下水道施設の地震対策や老朽化に伴う修繕、改築等を計画的に進めることが必要となります。

また、水洗化人口の向上を図るため、未接続家庭及び事業所に接続促進を図っていくことが課題となります。

#### <火葬施設>

「思い出を語るロマンの杜・ひので斎場」は、あきる野市、日の出町、檜原村及び平成25年度に新たに加入した奥多摩町で組織する火葬施設であり、平成21年度に、斎場棟と火葬場棟をつなぐエレベーター完備の連絡通路が新設され、また、平成25年度には、文化の森入り口からひので斎場に向かうことのできるアクセス道路が開通されるなど、流域内の良好な火葬環境が整備され運営されています。今後も、利用者の利便性の向上に努める必要があります。

## ◆主要施策

### (1)下水道施設の維持管理の推進

維持管理等の基本的な方針と方向性を示す「下水道プラン」(基本方針)を策定し、計画的な点検・調査や効率的な改築・更新ができる維持管理体制を確立します。

### (2)地震対策の推進

避難所等に災害用マンホールトイレシステムを推進します。  
また、下水道施設の被災発生時における下水道BCP(事業継続計画)の策定に努めます。

### (3)下水道接続率の向上対策の推進

下水道未接続の家庭及び事業所へ早期の接続促進を図ります。

### (4)火葬施設の利便性向上

周辺環境に配慮した、使いやすい施設となるよう組織市町村とともに検討を進め、計画的な改修と良好な環境整備に努めます。

## ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
水洗化人口	人	16,365	16,930	平成25年度末、区域内人口(水洗化率100%)
「下水道の整備状況」町民満足度	%	67.2	70.0	町民アンケートより設定

### 3 廃棄物処理とリサイクルの推進

#### ◆施策の方針

循環型社会の構築に向け、ごみの適正処理や、資源の回収運動等を推進します。また、快適な生活環境維持に努めます。

#### ◆現状と課題

ごみ問題は、大きな社会問題です。町では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源、有害ごみの5分別により、容器包装リサイクル法に則した収集業務を行っています。平成25年度の総ごみ量は、4,876トンであり、人口増加などにより総ごみ量が増加傾向にあるなか、住民1人1日当たりのごみ量は、ここ数年横ばい傾向にあります。一方、自治会や団体が実施する資源回収事業では、年間約590トンが回収されるなど資源化に対する意識が高まっています。町では、平成26年4月から一般廃棄物の戸別収集・有料化がスタートしました。一方、本町のごみ処理を行っている西秋川衛生組合では、ごみの適正処理・処分の推進を図るため、平成26年1月よりごみ処理により発生する熱を回収し発電に変え、場内の電力として利用する熱回収施設が順調に稼動しております。さらに資源物を選別・圧縮するためのリサイクルセンターの建設が進んでいます。今後も循環型社会の構築に向けて、引き続きごみ処理基本計画に則した廃棄物の減量、資源化の施策を進める必要があります。

し尿については、秋川衛生組合の事務事業を引き継いだ西秋川衛生組合に投入し適正に処理していますが、既存の処理施設の老朽化や公共下水道の普及により処理量が年々減少していることから、引き続き構成市町村とともにし尿処理のあり方を検討し、施設の整備を進める必要があります。

## ◆主要施策

### (1)ごみの適正処理

容器包装リサイクル法に則した分別収集を行い、ごみの減量とリサイクルを推進し、環境に配慮した適正なごみ処理に努めます。

### (2)町民、行政、事業者の三者協力による3Rの推進

3Rとは、次の3つのことを意味しています。

Reduce	(リデュース)	: 減らす
Reuse	(リユース)	: 再び使う
Recycle	(リサイクル)	: 再資源化

3Rを展開するために、次の事業実施に向け検討します。

- ・資源回収事業の推進及び奨励金の交付
- ・過剰包装やレジ袋の削減とマイバッグの普及
- ・分別意識と排出時のモラルの向上
- ・家庭での生ごみの肥料化を推進
- ・廃棄物減量等推進審議会での審議検討
- ・ごみ00大作戦21推進協力会との連携
- ・適正な廃棄物手数料の検討
- ・減量・資源化推進のための普及啓発活動

### (3)廃棄物処理施設の整備

新たな循環型社会の構築と最終処分場の延命対策のため、新ごみ処理施設については、ごみの持つエネルギーを可能な限り取り出し経済的効果を生み出すことが可能となる施設とします。

### (4)ごみの戸別収集・有料化の検証

戸別収集・有料化の効果を検証するため、制度の実施状況やその効果を点検し、その結果に基づき必要に応じて効果の維持、あるいは効果を向上させるための対策を検討、実施します。

また、実施状況や効果について住民に情報発信し、さらなる意識改革に努めます。

### (5)し尿の適正処理

公共下水道の供用開始に伴い、将来的にし尿の収集量と処理施設への投入量が大幅に減少することを踏まえ、生し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理について、構成市町村と協議を進めます。

## ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
ごみ収集量	トン	4,876	4,676	ごみ処理基本計画(H31)の数値とした
資源化率	%	19.7	25.0	前期計画目標値を引き継ぐ
ごみの収集・処理についての満足度	%	50.8	60.0	戸別収集による利便性約10%増とした
し尿汲取り・浄化槽家庭数	世帯	365	313	年3%減

## 4 消防・防災の充実

### ◆施策の方針

地域の防災意識と行動力の向上を図り、自助・共助・公助の総合防災体制の強化により、町民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

### ◆現状と課題

#### <消防>

消防体制としては、常備消防である東京消防庁秋川消防署と、非常備消防としての消防団が緊密な連携を図りながら地域に密着した防火・防災活動を実施しています。

今後も火災のほか、環境と気象の変化による大規模な災害が心配される中、消防団の組織強化と多様化する災害現場に対応するための装備の充実が重要となります。そのためにも消防団員数の確保とさらなる消防・救助技術の向上とともに団員の安全管理を徹底していくことが必要です。

#### <防災>

町では、東日本大震災を教訓に地域防災計画を修正し、平常時からの「自助・共助・公助」の取組や災害時の応急対応の強化を図り、また、要配慮者の二次避難所として各福祉施設との応援協定など、各種の団体との災害応援体制を推進してきました。

また、老朽化が進んでいる防災行政無線施設について、屋外固定子局のデジタル化への移行工事を着手し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）やエリアメールなどの整備を含め、災害時のより確実な情報伝達の構築が確立しつつあります。

さらに、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定に伴い、土砂災害ハザードマップを作成して、町民に危険箇所や避難所及び避難路などを周知し、避難体制の確立を図ってきました。

このような取組を推進するとともに、災害時対応の確認や町民の防災意識の高揚を目的として総合防災訓練を実施し、自主防災組織をはじめとし各防災関係機関との連携を強化しております。

今後も災害に強いまちづくりと地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織への支援の強化や、要配慮者への支援体制及び救助・救急体制、事業所等との協力体制、土砂災害対策、事業継続計画の策定など防災・減災全般にわたるさらなる取り組みが必要となっています。



**◆主要施策****<消防>****(1)消防団体制の充実**

消防団員の確保に努めるとともに、特定の活動のみ参加する機能別消防団員制度の導入を進め、消防力の強化を図ります。

また、消火及び救助用資機材、団員の安全装備品の整備充実に努め消防団活動を支援していきます。

**(2)常備消防・救急体制の充実**

常備消防・救急体制については、今後も各種訓練や事業を通じた広域的連携により充実を図っていきます。

**(3)住民による初期消火と応急救護体制の普及**

災害時において、家庭用消火器による初期消火や町内各所に配置したAED（自動体外式除細動器）等を活用した地域住民相互の応急救護活動が実施されるよう、消防団及び女性消防隊による初期消火訓練や応急救護技術の普及を支援していきます。

**<防災>****(4)防災体制の整備充実**

町民の安全確保と防災体制の充実を図るため、地域防災計画を定期的に見直します。

また、各自治会（自主防災組織）への支援を図るとともに、要配慮者対策、救助・救急対策、事業者等との協力体制を確立し、防災体制全般の強化を図ります。

**(5)防災情報システムの整備充実**

防災行政無線デジタル化に伴い、戸別受信機の配布について、従来から配布している各世帯・事業所に加え、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に配布し、暴風雨時などの際の情報伝達の強化を図ります。

**(6)テロ対策等の整備充実**

国民保護計画について、広く町民に周知し理解促進を図るとともに、武力攻撃事態等への対処など危機管理体制の確立を図ります。

**(7)防災備蓄体制の強化充実**

東京都発表の「首都直下地震等被害想定」に基づき、日の出町の避難者

想定人口 3,577 人の 3 日分の食糧等の備蓄や生活必需品・資機材等を確保します。

## (8) 個人住宅用防災対策への支援の推進

家具転倒防止器具及び住宅用火災警報器・感震ブレーカーの設置促進を図ります。

## (9) 避難行動要支援者対策の充実

避難行動要支援者台帳を自治会、警察署、消防署、消防団、民生・児童委員などに配布し、情報の共有を図り普段からの見守りや災害時の対応を強化します。

## (10) 事業継続計画の策定

震災時において、町業務を継続するための事業継続計画を策定します。

### ◆ 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
消防団員数	人	179	200	条例定数の9割
女性消防隊員数	人	9	16	自治会数の6割
消防・救急体制の満足度	%	48.0	63.4	「どちらともいえない」割合の4割を「満足」に取り込めるよう努めます。
防災体制の満足度	%	36.5	54.5	
防災訓練参加者数	人	3,552	3,730	5%増
避難行動要支援者台帳登録者率	%	67.87	71.26	5%増

## 5 防犯・交通安全の充実

### ◆施策の方針

町、町民、警察署等の関係機関の連携により、犯罪や交通事故を未然に防止し、安全で安心して暮らすことのできる、明るいまちづくりを推進します。

### ◆現状と課題

#### <防犯>

町では五日市警察署や五日市防犯協会等と連携して防犯活動を実施しており、また、日の出町安全・安心パトロール隊や自治会の自主防犯組織の町内パトロールにより、犯罪発生件数の減少が図られています。

しかしながら全国的には、登下校中の児童生徒を狙った凶悪犯罪や、携帯電話やインターネットを利用する子供が被害者となる、ハイテク犯罪が多く発生しています。

また、社会問題となっている高齢者を狙った特殊詐欺や、悪質な訪問販売も増加しているため、本町でもこれらの多様化する犯罪の被害を未然に防止するため、さらなる情報提供や地域ぐるみでの防犯体制を強化していく必要があります。

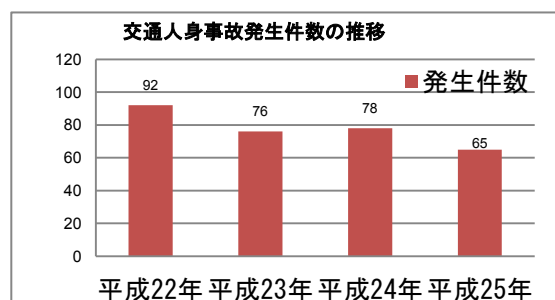
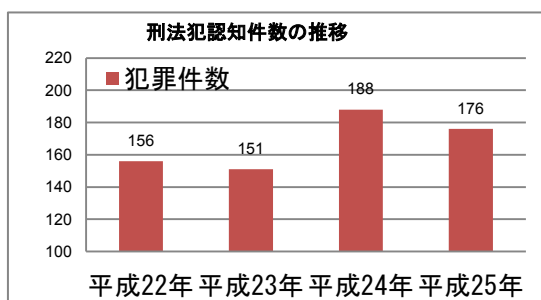
#### <交通安全>

町では、五日市警察署や五日市交通安全協会と連携し、町内各小中学校や保育園等での交通安全教室、自治会館等において主に高齢者の交通事故防止に対する広報活動を実施しています。また、スクールゾーンの周知徹底、主要交差点での立哨や、道路管理者による交通安全施設の整備などにより、町内の交通事故発生件数は減少傾向にあります。

今後ともマイカー利用が増えると見込まれる中、町内の住宅地や裏通りなど身近な場所での事故防止のため運転者への交通安全意識の啓発と危険箇所の改善を継続していく必要があります。

また、近年では通勤通学をはじめ日常的に自転車利用が増えている中で、交通ルールを無視した走行により重大事故の被害者となり、時には歩行中の高齢者や子供との事故の加害者となる危険も高まっています。

今後は子供から高齢者まで、多くの自転車利用者への交通安全意識とマナー向上を図っていく必要があります。



## ◆主要施策

### <防犯>

#### (1) 自主防犯パトロールへの支援

警察署や防犯協会との連携により実施される自治会の防犯パトロールの充実を図り、継続して安全な活動ができるよう支援を行っていきます。

パトロール従事者に対しては地域の犯罪発生情報などを活用した講習会を実施し、効果的なパトロールが行われる環境を整えます。

#### (2) 地域ぐるみの防犯体制の強化と街頭防犯カメラの設置推進

特殊詐欺や悪質商法をはじめ、玄関の無施錠が原因の空き巣被害などを防止するため、警察と連携し町の行事や自治会の集会など機会あるごとに防犯指導を実施し、特に高齢者世帯などは地域ぐるみで見守る体制づくりに努めます。

また、「街頭防犯カメラ」の設置を推進し、設置効果による犯罪の防止に努めるとともに、犯罪が発生した場合は警察への迅速な情報提供により事案の早期解決につなげます。

#### (3) 子どもを守る体制の強化

小学校や保育園等での交通・防犯教室により、子どもたちが犯罪被害に遭わないための指導を継続して実施していきます。

子どもを犯罪から守るためには家庭での教育も重要であることから、保護者に対する情報提供や防犯指導を推進していくとともに、子供たちを地域ぐるみで見守るに体制づくりに努めます。

#### (4) ハイテク犯罪被害の防止

パソコンや高性能携帯端末の普及により様々な情報の入手が可能となっているネット社会において、子供から高齢者までが架空請求や個人情報の悪用など、ハイテク犯罪に遭わないよう警察署と連携して対策を進めます。

## (5)安全・安心情報の発信

町民の防犯意識を高め犯罪被害を防止するため、地域で発生している犯罪情報や防犯に役立つ情報をメール配信サービスや防災行政無線を使用して効果的に発信していきます。

### <交通安全>

## (6)交通安全教育の充実

警察や関係機関と連携し町内すべての小中学校・保育園・幼稚園等に訪問し、交通安全教育を実施していきます。

また、自転車による交通事故を防止するため、年齢に合わせた指導を行い交通安全の意識を高めていきます。

高齢者の道路横断中などの交通事故防止のため、老人会や自治会の会合等で交通安全啓発活動を推進していきます。

## (7)交通安全施設の整備

身近な場所での交通事故を防止するため道路管理者と連携を図り、見通しの悪い交差点への反射鏡の設置、注意を促すための看板設置など、交通安全施設の整備を推進していきます。

## (8)交通安全協会支部の活動の推進

警察の指導により活動中の安全を確保し、交通安全運動期間中や毎月の交通安全日の立哨など、町内の交通安全が図られる効果的且つ継続的な活動を推進していきます。

## (9)危険運転による交通事故の防止

警察と連携し、飲酒運転や危険薬物等を使用しての運転、またスクールゾーンなどの通行禁止区間の通行による重大事故の防止に努めます。

## (10)安全・安心情報の発信

町民の交通安全意識を高め、交通事故を防止するための注意喚起など、メール配信サービスや防災行政無線を使用して効果的に発信していきます。

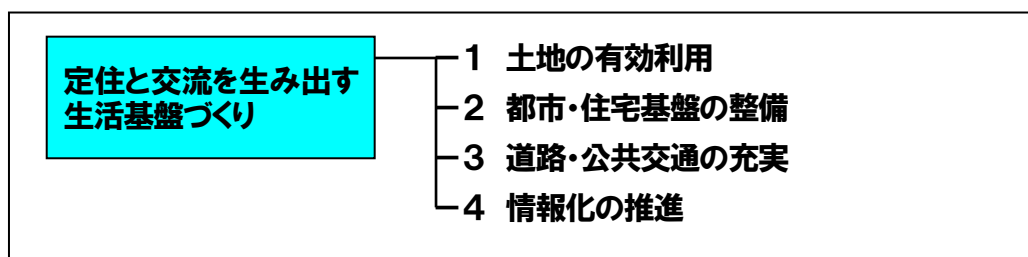
### ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
「防犯体制」町民満足度	%	34.8	41.8	町民アンケートより設定
犯罪発生件数	件	176	140	2割減
「交通安全体制」町民満足度	%	39.2	43.1	町民アンケートより設定
交通事故発生件数	件	65	60	1割減

## 第3章 定住と交流を生み出す生活基盤づくり

### <第3章の施策の体系と施策展開の基本方向>

#### ◆施策体系



#### ◆基本施策の展開方向

長期的・広域的な視点から、まちの一体的・持続的発展を見据えた計画的な土地利用を推進します。また、これに基づき、定住の基盤となる都市基盤の整備や住宅用地の確保、幹線道路の整備促進、さらには町道及び橋梁の整備、JR五日市線の利便性の向上、バス交通網やJR駅との結節機能の充実、情報通信基盤の整備充実等に努めます。これらによって、通勤圏の拡充や人・物・情報の交流を生み出す生活基盤づくりを進めます。

# 1 土地の有効利用

## ◆施策の方針

農村環境と都市環境が調和した均衡ある町の発展に向け、秩序ある計画的な土地利用を推進します。

## ◆現状と課題

森林面積が多く、豊かな自然環境に恵まれた本町は、東西に流れる平井川や、その支流に沿った都道沿に住宅が集中しています。台地部は、圏央道日の出インターチェンジを軸に工業地域や商業地域が広がり、特に三吉野桜木地区周辺は、大型商業施設の立地により地域商業の核となる地域となっています。

本町の市街化区域の面積は、全体の約12%であり、主に幹線道路沿に市街地が形成されています。

市街化調整区域は、里山、農地、河川などの貴重な森林資源や観光資源があり、開発の規制を図りながら良好な環境づくりを進める必要があります。

一方、市街化区域や既成市街地では、少子高齢化や基盤整備の違いから、地域性による人口の変化が現れており、利便性の良い台地部周辺で人口が増加しています。

今後も、市街地の連続性を踏まえ、台地部の土地利用については、農地保全との整合を図りながら基盤整備をすることが課題となります。

## ◆主要施策

### (1)地籍調査事業の促進

大久野地区の山間部の地籍調査の促進を図ります。

測量区域は字界を基本とし、割付が必要な場合は筆界を考慮し効率の良い方法で随時調査を実施します。

### (2)認証申請及び登記事務の推進

震災の影響で遅滞している認証申請を実施することで、地籍調査実施箇所での登記の完了を目指して推進します。

### (3)土地利用の方針の確立

本町が目指す将来像の実現に向け「都市づくり」や「自然環境の保全」の指針となる「都市計画マスタープラン」及び「緑の基本計画」に基づいた計画的な土地利用を図ります。

### (4)台地部の基盤整備の推進

台地部において計画的に基盤整備を進める地区については、農業との十分な調整を図りながら土地区画整理事業の手法により、市街化区域への編入を推進していきます。

### (5)開発指導の推進

無秩序な開発行為等を防止し、環境の良い明るい市街地形成を図るため、「指導要綱」に基づいた開発等の指導を進めていきます。

また、東京都と連携し市街化調整区域内の開発規制を図ります。

## ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
地籍調査実施済面積	k㎡	14.96	17.82	0.57k㎡/年
市街化区域面積	ha	330.3	333.5	
「土地利用の状況」町民満足度	%	18.1	23.0	町民アンケートより設定



## 2 都市・住宅基盤の整備

### ◆施策の方針

人々が集う魅力ある市街地の形成に向け市街地整備方針を確立し、計画的な都市基盤・住宅基盤と定住を促進する条件整備を図ります。

### ◆現状と課題

#### <市街地整備>

本町の市街地は、主要な幹線道路沿いの地域に形成されている既成市街地と開発行為や区画整理によってつくられた新興住宅地に大きく分かれています。道路や公園など公共施設が整備されている新興住宅地に比べ、既成市街地では行き止まりや狭隘な道路、雨水排水施設などの整備の遅れによる対応が課題となっています。

市街地の連続性や農業との調整、また、経済の状況などを見据えたうえで、整備が必要な地域については、土地区画整理事業や地区計画など都市計画の手法を用いて、計画的な整備を推進する必要があります。

#### <住宅政策・町営住宅>

本町の住宅の特徴は、木造戸建ての持家率が高い一方、区画整理地区や人口が増加している地域では、集合住宅（アパート）の建築も増えてきています。

一方、人口が減少している地域では、老朽化した木造住宅や、空き家なども見受けられ、地震時における倒壊の危険性もあります。

本町では、「耐震改修促進計画」を策定し建築物の耐震化を図っていますが、今後は、「バリアフリー」や「省エネ」などリフォームについても助成制度の導入を検討し、町民が「安全・安心・快適」に暮らせる住環境の整備を推進することが課題となっています。

また、町営住宅に関しては、老朽化した諏訪下住宅の建替えを進める必要があります。

## ◆主要施策

### <市街地整備>

#### (1)地区計画にもとづいた街並み形成

良好な住環境や快適な都市環境を形成するため、地区の整備方針やルールとなる地区計画に基づいた街並みづくりを進めます。

#### (2)土地区画整理事業の推進

農地が多く道路が未整備な尾崎原地区は、近年開発行為などにより宅地化が進んでいます。今後も、社会経済状況などの動向をみながら計画的な土地利用の見直しを検討していきます。

また、圏央道日の出インターチェンジや三吉野桜木地区に近く、周辺地区の状況の変化から土地利用の見直しが必要とされる三吉野場末地区や、その周辺地区については、関係機関と協議の上、事業化の推進を図ります。

### <住宅政策・町営住宅>

#### (3)耐震化の促進と支援の充実

地震時における財産の保護と、建築物の被害の軽減を図るために、「地域防災計画」や「耐震改修促進計画」に基づき、一般住宅、公共建築物、民間の特定建築物の耐震化を推進します。

また、戸建ての木造住宅については、要綱にもとづいた耐震診断・耐震改修費用の支援を行っていきます。

#### (4)町営住宅建替え等の推進

平成 24 年度には、東本宿住宅の建替えが完了し、下平井住宅、塩田住宅、落合住宅を集約しました。今後、諏訪下住宅については平成 27 年度から平成 30 年度にかけて建替えを行っていきます。

## ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
三吉野場末土地区画整理事業の進捗率	%	0	50	
公共建築物の耐震化率	%	92	100	
諏訪下住宅建替え戸数	戸	0	24	平成27年度から30年度まで毎年1棟(6戸)を建設
「住宅施策の状況」町民満足度	%	22.6	27.0	町民アンケートより設定

## 3 道路・公共交通の充実

### ◆施策の方針

道路網の骨格をなす幹線道路の整備を推進するとともに、生活に欠かせない身近な生活道路環境の向上を図ります。

また、だれもが利用しやすい公共交通の充実を図ります。

### ◆現状と課題

本町では、これまで関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきましたが、大型車等の交通量の増加が進むなかで、より一層安全、安心に生活できるよう道路網・道路環境の整備が求められています。

生活道路についても住民の整備要望は高いにもかかわらず道路改良率は十分とはいえる状況となっていません。また、橋梁についても、老朽化が進んだ橋梁が多くあり、今後劣化損傷が心配される状況で、計画的な整備が必要になっています。

公共交通では、J R五日市線の利便性向上や路線バスとの接続についての要望も続けています。

特に、J R武蔵五日市駅やJ R福生駅に接続する路線バスは朝夕の通勤通学の主要な足としての利用も多く、利便性の向上が望まれています。またJ R武蔵五日市駅と細尾、肝要地区を結ぶバス路線「つるつる温泉線」は地域の生活交通及び地域交流の面からも今後も維持していく必要があります。

いずれの路線も買い物や通院のための利用希望も多く、幅広い時間帯での一層の充実が求められています。

さらに、町内循環バスについては利用者の要望も取り入れながら、今後さらに地域内の移動手段として、利便性の向上に努めていく必要があります。

## ◆主要施策

### (1)都道の整備促進

都道については、着実に整備が進んできていますが、未整備の路線について、今後も東京都に対し早期の整備を要望していきます。

また、災害時の地域の孤立化を防ぐ目的として、日の出～青梅間のトンネルの整備も早期工事着工に向けて要望を行うとともに、円滑な事業の推進を図るため、町も協力体制を確立し取り組んでいきます。

### (2)町道の整備

1級町道は、道路網の基幹をなし広域的性格を持つ道路です。整備にあたっては、補助制度を活用し、緊急時の対応、バリアフリー、環境（雨水対策等）・景観に配慮した安全、安心な道づくりの整備を計画的に進めます。

その他の町道は、住民生活に欠かすことのできない生活道路です。狭隘な道路等について、安全性および雨水対策等について配慮し、計画的に整備を進めます。

また、街路灯のLED化を計画的に進めます。

### (3)橋梁の整備

橋の整備にあたっては、長寿命化計画に基づいて計画的に定期点検および補修工事等を行い、維持管理を図ります。

また、必要に応じた道路とのアクセス橋を含め、公共施設への利便性・安全性を高める人道橋などの建設を計画的に行います。

### (4)公共交通の利便性の向上

JR五日市線・青梅線の利便性向上を近隣市町村と協力して関係機関に働きかけるとともに、町民の重要な足としての路線バスについても路線維持やJR駅との結節・利便性向上等を働きかけていきます。

また、町内を循環するコミュニティバス（町内循環バス、外出支援バス）については、今後とも安全運行の徹底とサービスの向上に努めます。

## ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
道路改良率	%	53.0	55.0	
道路舗装率	%	87.4	90.0	
「鉄道駅や高速道路ICへのアクセス状況」町民満足度	%	42.6	50.0	町民アンケートより設定
「町運行の町内循環バスの状況」町民満足度	%	25.0	35.0	町民アンケートより設定

## 4 情報化の推進

### ◆施策の方針

ICT（情報通信技術）を活用した地域コミュニティ活動の活性、及び災害時に情報収集のしやすい公共施設の環境整備を図ります。

### ◆現状と課題

現在、スマートフォンやタブレット端末等のように無線LANの利用可能な端末が急速に普及しています。

これらの機器は情報活用手段として有効な機器であり、携帯電話回線等が輻輳のため利用しにくい状況においても、無線LANへの接続によりインターネットへの接続が可能であり、災害時にはアクセスポイントの接続制限等を開放することにより、効果的な情報収集が可能です。

公衆無線LANの町内における整備状況は、店舗等での整備は住民主導で進められている一方で、町内公共施設においては未整備です。

このため、今後、ICTを利活用した地域コミュニティの活性及び、災害時における情報収集の場として、公共施設への公衆無線LANの整備を図っていく必要があります。

### ◆主要施策

#### (1) 公衆無線LAN環境の整備

町の公共施設等において、利用者が無線LANの利用可能な端末等を使用して、インターネット情報等を利活用できる環境の整備、及び災害時に被災者が情報収集のできる環境の整備に努めます。

#### (2) 情報セキュリティ対策の推進

各種情報サービスを安全かつ円滑に利用・運用するため、情報セキュリティ対策を推進します。

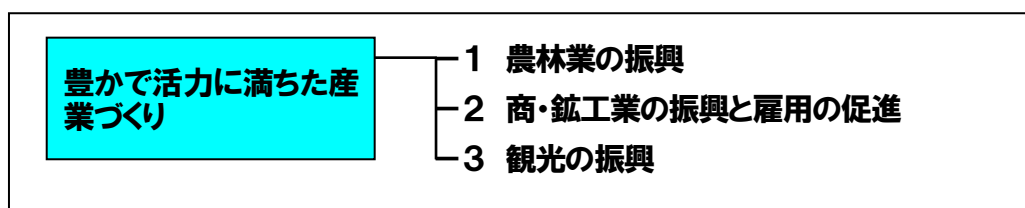
### ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
公衆無線LANの設置	所	0	3	
「情報環境」町民満足度	%	23.5	30.0	町民アンケートより設定

## 第4章 豊かで活力に満ちた産業づくり

### <第4章の施策の体系と施策展開の基本方向>

#### ◆施策体系



#### ◆基本施策の展開方向

担い手の育成・確保や生産基盤の一層の充実をはじめ、環境の変化を踏まえた多様な農林業支援施策を推進します。また、地域の特性を生かした観光・交流機能の強化とこれと連動して取り組む地域商工業の振興等による産業振興・雇用対策の充実を図ります。これらによって、町民のいきいきとした生活を支える豊かで活力に満ちた地域基盤づくりを進めます。

# 1 農林業の振興

## ◆施策の方針

農林業の持つ多面的な機能の保全・活用に向け、生産者、関係団体、行政が一体となって、情勢の変化を的確に踏まえて多様な農林業振興施策を推進します。

## ◆現状と課題

### <農業>

本町の農地は、秋留台地に代表される平野部の多い平井地域と秩父多摩甲斐国立公園の玄関口にあたる山間部の多い大久野地区に分類することができます。

本町の農業は、国内農業と同様に農業後継者不足、農業者の高齢化が進み不耕作地の増加が予測され、有害鳥獣被害の拡大が問題となっています。また、個々の経営規模が小さい農家が多く、農業施設についても、施設の老朽化などによる修繕も目立ってきています。

今後は、認定農業者等への支援、新規就農者や農業後継者の確保及び育成、良好な農地の保全及び有効利用を図っていくとともに、鳥獣による農産物被害の対策に努めていく必要があります。

また基盤整備において、老朽化した施設の継続的な維持補修や改修も行っていく必要があります。

### <林業>

本町は、森林面積が全体面積の約7割を占め、そのうち人工林が約8割と資源的には大変充実しています。しかし国産材価格の長期低迷による林業の採算性は極端に悪化し収益が見込まれないことから、伐期を過ぎても伐採されない森林や長期の手入れ不足から荒廃した森林が増加しており、これらは木材生産のみならず森林の持つ水源の涵養、土砂災害の防止等の多面的な公益機能の低下を来たしています。

このような中、近年地球温暖化防止効果等森林の持つ公益的機能が広く一般に認識され森林整備の重要性が注目されてきており、今後それぞれの森林の地域特性やニーズに合った森林整備事業や林業生産基盤の整備を推進し、林業の再生、振興及び公益的機能維持、発揮を図っていく必要があります。

**◆主要施策****<農業>****(1)農業の振興**

地域に密着した効率的な農業経営の推進、農畜産物の製品化・加工と付加価値の向上及び地産地消の促進と地域内での活用を図ります。

**(2)農業者の育成**

認定農業者の新規認定への掘り起こしや既存の認定農業者への支援充実を行うとともに、農業後継者の確保や青年等の就農促進・育成のため、各農業団体と連携し推進に努めます。

**(3)農地の保全と確保**

基盤整備事業を終了した三吉野油田地区、宮本地区及び市街化調整区域内の一団となった農地を保全管理していくとともに遊休農地の増加を防止するため、関係法令に基づき、農地の有効利用の徹底と農地流動化の推進を図ります。

**(4)農業による生活環境の保全**

地域住民に自然とふれあえる農業体験の場として、町民農園事業及び関係機関と連携し観光農園整備について検討を行っていきます。

**(5)農業施設等の継続的な改修**

老朽化した農業施設等の維持補修や改修工事についても優先度を考慮のうえ、補修・改修等を行なっていきます。

**<林業>****(6)林業実施体制の育成強化**

高齢化、後継者不足のため林家個々の分散型施業から森林組合等事業体による合理的な集約型施業（経営計画）を推進するための指導、支援を行ないます。また林業の機械化、近代化経営、後継者育成等のための各種研修会、講習会等への支援を行ないます。

**(7)林業生産基盤整備の推進**

適切な森林整備を行うため、都の補助事業等を活用した林道の整備（開設・改良）を進め、将来的に各林道のネットワーク化を目指します。また随時既設林道の維持補修に努めます。



## (8)多面的な森林整備の推進

国や都と連携してそれぞれの森林の立地条件や所有者等のニーズに合った各種森林整備事業（補助事業等）の活用を図り、木材の生産のみならず、森林の持つ多面的な公益機能の維持、発揮のための森林整備を推進します。

## (9)地元産材の普及利用拡大

都と連携して多摩産材の公共施設での利用を促進するなど、地元産材の普及、利用拡大を図り、持続的な森林資源の循環による林業及び木材関連産業の振興を目指します。

### ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
耕作放棄地	ha	5.9	5.0	
認定農業者	人	11	14	
青年等就農者	人	1	5	
林道延長	Km	34.1	35	年100m
林道密度	m/ha	17.91	18.37	
間伐実施面積	ha	145(単29)	175	経営計画、年25 再生、10

## 2 商・鉱工業の振興と雇用の促進

### ◆施策の方針

人々が集う、にぎわいの場の再生と創造に向けて商業拠点の整備や経営の近代化を支援するとともに、地域経済の活性化とハローワーク青梅と連携し、雇用の情報等を提供するなど、雇用の場の確保に向け、職住近接のまちづくりに努めます。

### ◆現状と課題

#### <商業>

本町の商業は、都道沿いの既成住宅街に立地し、町内消費者に依存した小売業によって成り立ってきましたが、圏央道の開通により、平成 19 年 11 月に複合商業施設イオンモール日の出が進出し、西多摩地域の消費者のパターンが大きく変化しました。また、消費者行政については、消費者相談の継続、消費者団体等への活動支援を行う必要があります。

#### <鉱工業>

本町の工業は、従来からの森林資源や鉱物を活用した地場産業の形態が、三吉野工業団地により新規企業の誘致や既存工場の集約化等が行われ、さらには圏央道の開通により、同団地が本町の工業の中心地となっています。

今後は、首都圏西部地域産業活性化協議会及び日の出町商工業振興計画により、職住近接のまちづくりを推進する必要があります。

また、町内の鉱業については、採石が平成 19 年度に終了したことから、現在は東京都と採石跡地の共同パトロールを行っています。

## ◆主要施策

### (1)商工会との連携と活動支援

商工観光産業の振興に関する基本条例に基づき、商工会との連携を密にし、商業の振興に努めます。

また、中小企業振興資金融資制度の継続と工業者育成のため、商工会への活動支援に努めます。

### (2)町外消費者の町内への誘導並びに消費者への支援

イオンモール日の出に隣接している商工振興ひろばの特色を活用し、地元商品のPR及び観光地等を紹介し、町外消費者の町内への誘導を図ります。

### (3)消費者行政の推進

既存の消費者相談窓口の継続と、小規模市町村で対応できない部分は広域連携相談の継続を図り対応し、また、消費者情報を収集把握し、啓発啓蒙に努めます。

### (4)中小企業振興資金制度の充実

中小企業振興資金融資制度の継続と、商業者育成のため、商工会への活動支援に努めます。

### (5)首都圏西部地域産業活性化協議会への参加と企業間ネットワークの充実

首都圏西部地域産業活性化協議会での参加市町村並びに東京都等と連携し、本町の工業の活性化に努めます。また、青梅線沿線地域産業クラスター協議会を通じ、近隣自治体・商工団体との連携を深め、企業支援体制を強化し、企業間ネットワークの充実を図ります。

### (6)鉱業認可権限の移譲への対応

都が行っている砂利採取及び砕石法に基づく採取計画等について、都道府県から基礎自治体へ権限委譲を行うべきとされていることから、移譲となった場合には万全な対応に努めます。

### (7)雇用の促進

日の出町商工業振興計画に沿って、地域産業の一層の活性化に努め、雇用の促進を図ります。

## ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
商店数	商店数	248	258	商工会資料から
商工者事業者数(総数)	件	615	625	商工会資料から
消費者団体数	団体数	1	1	
完全失業率	%	3.7	3.0	ハローワーク青梅資料

## 3 観光の振興

### ◆施策の方針

観光資源のネットワーク化や観光・交流イベントの充実等に努め、農業・商工業等地域産業の活性化に寄与する観光の振興を図ります。

### ◆現状と課題

本町の観光は、東京都内にありながら東京とは思えない豊かな自然を有し、且つ都心からのアクセスも比較的容易な立地条件にあります。魅力ある観光資源が活用されずに見過ごされ、本町への来訪者の滞在時間も短く経済効果もきわめて低い状況にあります。

また、平成19年11月にオープンしたイオンモール日の出には多くの来訪者がありあますが、イオンモール日の出と町内の観光資源の連携が図られておらず、来訪される人々を町の観光に誘導できていないのが現状です。さらに、人的要素をみても、観光業を生業とする者はほとんどなく、観光に対する町民の意識も高いとはいえません。そうした状況から多くの地域資源が観光資源として活用されず埋もれたままになっています。

本町の課題は、イオンモール日の出と平井・川北丘陵地区に整備予定されている「(仮称)野鳥の森・こども自然公園」を中心とし、顕在資源(既存施設等)のブラッシュアップ(魅力度を上げるためにみがき直すこと)、資源の多角的活用及び潜在資源の発掘・活用などのほか、町内に散在する観光資源のネットワーク化を進めることが求められています。さらに観光関連団体の推進体制づくりを支援します。

また、入込観光客への観光情報発信機能を充実するため、積極的なPR活動やホームページの充実、案内表示板の設置なども必要となっています。

経済のグローバル化に伴い、国内外の経済動向によって今後とも様々な形で雇用問題が発生すると予想されることから、雇用対策の充実に努めます。

## ◆主要施策

### (1) 観光商品づくりと観光ルートづくりの促進

既存商品の利用や新たな商品開発を支援します。

また、地域資源のネットワーク化を図り、花木を活用したハイキングルートの整備等、様々な魅力ある観光ルートを設定し、来訪者の滞在時間の延長を促進します。

### (2) イベント戦略の構築と推進

既存イベントと連携を図りつつ、新たな切り口による魅力付けを行うとともに、新たなイベントを構築し、イベント戦略のイノベーション（実施効果を高めるための革新・新機軸を打ち出すこと）を進めます。

### (3) 人材育成への取り組み

観光ボランティアの育成等、産学官連携による人材育成への取り組みを行います。

### (4) イメージ戦略の構築と推進

地域特性を活用したエコツーリズムを始めとするニューツーリズムの推進等、地域イメージをアップする具体的な方法を構築し、実行に移します。また、日の出町ファンを拡大するための戦略を構築し、実行に移します。

### (5) 推進体制の確立

観光関連団体の推進体制づくりを支援します。

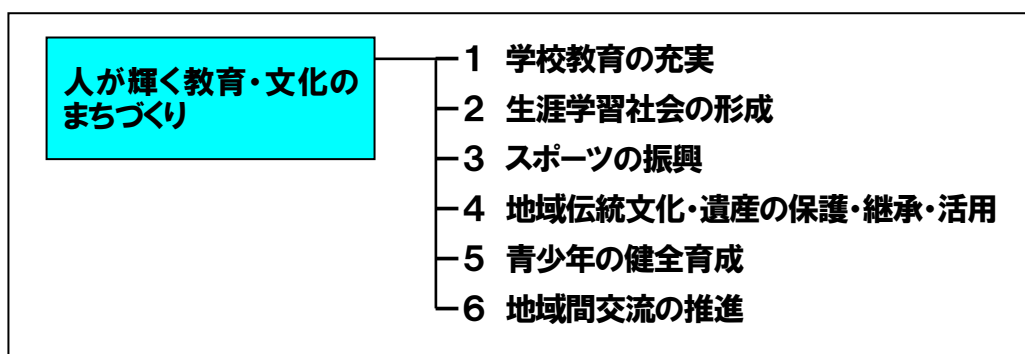
## ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
入込観光客数	万人	33	40	入込客数調査による
「観光振興の状況」町民満足度	%	10.0	15.0	町民アンケートにより設定

## 第5章 人が輝く教育・文化のまちづくり

### <第5章の施策体系と施策展開の基本方向>

#### ◆施策体系



#### ◆基本施策の展開方向

子どもたちの「生きる力」の育成や「確かな学力の向上」を目指して特色ある教育活動の推進や学校教育環境の一層の充実を図ります。また、谷戸沢処分場跡地及び周辺地区に文化スポーツ拠点施設を整備し、すべての町民が学び続け、自己を高めていくことができる生涯学習社会の形成、住民主導のスポーツ・文化・交流活動の促進、有形・無形の貴重な文化財の保存とまちづくりへの一層の活用を図ります。これらによって、新たな時代を担う人材の育成と生涯にわたる学習・文化・スポーツのまちづくりを進めます。

# 1 学校教育の充実

## ◆施策の方針

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた児童・生徒の育成をめざして、特色ある教育活動を推進するとともに、学校施設・給食施設の整備等を進めます。

## ◆現状と課題

本町では、児童・生徒の「確かな学力」の育成を目指して、授業改善推進プランの作成・実施、ICT（情報通信技術）の効果的な活用、少人数指導の充実、教職員研修の充実等を行い、一定の成果を挙げてきました。今後とも基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得を図り、社会の変化に主体的に対応して新たな時代を担える「生きる力」を育成することが求められています。

また、平成19年度の特別支援教育の開始を受け、町では全校に支援教育校内委員会を設置し、この8年間で通級指導学級を全校に設置する等、小・中学校における支援体制の整備を進めています。

あわせて教育委員会においても教育相談室の体制整備を進めています。

引き続き、いじめ、不登校、ひきこもり、発達障害、事件・事故後のこのころのケア、性や思春期の課題等児童・生徒の成長に伴う課題に対する相談・支援体制のより一層の充実が求められています。

さらに、小・中学校における安全・安心な環境づくりについては、通学路案内指導員の配置、下校ワゴンの運営、セーフティ教室を実施し取り組みを進めています。災害時の対応では緊急地震速報器を各校に設置し児童・生徒が速やかに避難できる体制をとりましたが、今後とも町地域防災計画に基づき、学校における安全・安心対策をより一層充実させていく必要があります。

学校施設の整備・充実は、施設の老朽化による雨漏り、水漏れや配管の詰まりなど様々な支障が発生しています。小規模なものから大規模なものに至るまでの緊急度に応じた改修、あるいは建て替えを考慮した整備を計画的に進めていく必要があります。非常災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、非構造部材の耐震化や避難所機能も充実させる必要があります。また、熱中症対策としての環境整備も必要となっています。



また、学校給食を通じ、成長期にある児童・生徒に栄養や健康への指導等、食生活に関わる正しい理解と望ましい習慣を養うため、今後とも学校と連携を密にし適切な学校給食の実施に努めていくことが求められています。

## ◆主要施策

### (1)「確かな学力」「健やかな体」を育む教育の推進

指導計画に基づく着実な指導、少人数指導や学習支援員・学校支援員の配置等を行い、基礎的な学力の向上と、一人ひとりの個性・創造性を伸ばす教育を推進します。

また、社会の情報化や国際化に対応するためにICT（情報通信技術）環境の整備や外国語教育体制の充実を図るとともに、研究授業や授業改善推進プランの実施、研修の充実等により各学校の教育力の向上に努めます。

さらに、健やかな体を育むために健康教育を推進し、児童・生徒の体力の向上を図り、学校保健の充実に努めます。

### (2)「豊かな心」を育む教育の推進

児童・生徒が、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるとともに、社会貢献の精神を育むため、学校・家庭・地域が協働して「豊かな心」を育む人権教育を推進します。

また、「日の出町いじめ防止対策基本条例」に則ったいじめ防止対策の充実、家庭・地域と連携した道徳教育の推進、様々な芸術教育や自然体験教育の実施、町の伝統・文化について学ぶ機会の充実、勤労観・職業観を育てるキャリア教育の実施などを通して心豊かで、郷土を愛し、次の時代を担うことができる児童・生徒を育てます。

### (3)教育相談・支援教育体制の充実

児童・生徒一人ひとりのニーズに応え個性的な成長を支援するインクルーシブ教育システムの構築に向けて、小・中学校における支援教育・教育相談機能のさらなる充実を図るとともに、東京都の特別支援教育推進計画の動向を踏まえた支援学級の在り方や適切な設置について検討します。

また、町教育相談室の体制を強化し、支援を必要としている児童・生徒・保護者・学校への相談機能を充実します。不登校児童・生徒が卒業後の進路選択や自立に向けて、社会とつながれることを支援し、ひきこもり状態になることを予防します。

さらに、幼児期から青年期までの一貫した相談支援体制の構築に向けて、幼保小中の連携、保健・福祉・教育の連携を充実させます。

#### (4) 児童・生徒の安全・安心対策の充実

学校・家庭・地域が協力して高い防犯・防災意識を持ち、小・中学校における安全・安心対策のさらなる充実を図るとともに、セーフティ教室の実施等を通して犯罪や災害から身を守る教育を実施し、児童・生徒の危機対応能力を育成します。

#### (5) 学校施設の整備

小規模な修繕は必要に応じた工事を適宜実施しますが、屋根・外壁・インフラなど大規模な改修工事や、施設の建て替え等については施設整備計画を立てて計画的に取り組みます。

特に、非常災害時に備え、校舎における非構造部材の耐震化工事や、特に避難所ともなる屋内運動場の整備、さらには、非常災害時のライフライン停止に対応するための再生可能エネルギーの導入等に優先的に取り組みます。

また、空調設備のない教室の整備を進めます。

#### (6) 食育の推進と学校給食センター施設の整備

子どもの食育は心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすことから、「食事の重要性」「心身の健康」「食品を選択する能力」「社会性」「食文化」の観点から食に関する指導の充実を図ります。

また、地元生産者の新鮮な食材料を給食食材に使用するなど、地産地消の視点も加味して地場産物を使用した給食を提供します。

さらに、老朽化が目立つ学校給食センター建物については、平成 23 年度に耐震補強工事を実施しましたが、近い将来の建替えを視野に検討を進めていきます。

### ◆ 成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
「学校教育環境」町民満足度	%	24.8	30.0	町民アンケートより設定
屋内運動場の非構造部材耐震化	%	0	100	5校体育館の非構造部材耐震化
特別教室の空調整備	%	20	60	図書室・音楽室・視聴覚室・パソコン教室・図工室・理科室・家庭科室（これら全てで、100%）
施設整備計画の作成	%	0	100	施設整備全体の計画を作成
学校給食における地場産物の年間消費量	kg	294	450	

## 2 生涯学習社会の形成

### ◆施策の方針

町民一人ひとりが自発的な学習を通じて生きがいのある生活を送るとともに、地域社会への誇りを持ちながら、積極的に参画することができる住民主体の生涯学習のまちづくりを進めます。

### ◆現状と課題

#### <生涯学習>

近年の社会環境の変化に伴い、町民の生涯を通じて自己を高め、生きがいのある生活を送りたいという意識が高まっています。また、町民の学習ニーズは高度化し、学習課題も多様化してきていることから、生涯学習内容の充実がさらに求められています。さらに、文化芸術は、まちの個性や特色を生み出す力を持つことから、地域で誇れる文化・芸術風土の熟成に努めていく必要があります。このようなことから、多様に進められている生涯学習・文化芸術活動を、新しい時代に即した内容に再構築し、各分野を横断する総合的な生涯学習・文化芸術活動の確立を図る必要があります。

#### <図書館活動>

利用者に愛され、利用者のニーズに応え、利用者が気軽に立ち寄れる親しみやすい図書館づくりを積極的に進めていくことが目標となっていますが、平成14年10月から西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館との広域利用として、西多摩地区全ての図書館でカードを作成すれば、本を借りることが出来るようになったことで、本図書館の来館者数と本の貸し出し件数が減少傾向の状況にあります。

また、本館・分室ともに限られたスペースで有効活用を図っていますが、本が書架に入りきれず、本宿小学校の空き教室2教室に児童書と一般書を閉架書庫として使用している状況です。

今後は、身近な図書館として、町民のニーズに応えられる図書や資料等を提供し、本図書館ならではのサービスや新規事業などの充実を努め、利用者の増加を図る必要があります。

## ◆主要施策

### <生涯学習>

#### (1)生涯学習推進体制の充実

生涯学習を総合的に推進するため、生涯学習推進組織の充実や指針の策定等、生涯学習体制の整備を図り、各種団体、サークル等との連携を強化するとともに、活動の強化を支援していきます。

#### (2)新公民館を拠点とした文化活動の充実

日の出町やまびこホールにおいて、日の出町の伝統文化や、芸術の香り高い様々な文化活動の発信の場としての基盤強化を図ります。

#### (3)生涯学習の普及啓発と学習活動の充実

生涯学習事業・ひので町民大学に関する広報啓発活動の一層の充実を図るため、町の広報紙やホームページ等を活用し、生涯学習情報の提供に努めます。

また、事業の充実を図るため、地域住民の学習ニーズをアンケートなどで定期的に把握し、魅力ある教室の創設や充実を図るとともに、学習活動成果の発表の場の拡充等、多様な学習機会の提供に努めます。

#### (4)文化芸術活動の推進

地域に根ざした個性豊かな文化の創造を目指し、広報活動の充実に努め、町民の文化芸術意識の高揚を図ります。

また、次代を担う子どもたちの感性を磨くためにも、レベルの高い芸術鑑賞機会の拡充や魅力的な自主文化事業の創出に努めます。

### <図書館活動>

#### (5)「日の出町子ども読書活動推進計画」の推進

「日の出町子ども読書活動推進計画」に基づき、小学生などの読書活動を支援し、推薦本の冊子の配布や保育園・小学生の読み聞かせなどの充実を図り、子どもたちの読書活動を推進します。

#### (6)本の宅配、録音テープ図書の貸し出し業務の推進

来館出来ない障がい者や高齢者の方へ支援事業として、本などの宅配サービスを行います。

また、視覚障がい者の方へ録音テープ図書として広報「日の出」と雑誌の臨床スポーツ医学を郵送にて届けるサービスの充実を図ります。

さらに、録音テープ図書のほか、デジジー図書（CDなどに録音したデジタル図書）を作成し、図書館サービスの向上に努めます。

## （7）読書活動の推進

子どもたちが本と出会い、読書の楽しさや喜びを体験出来るよう、本館・分室のお話会や保育園・小学1生年の出張お話会を推進し、3・4ヵ月児健康診査時に実施しているブックスタート事業（絵本の配布）などの事業のほか、新規事業の充実を図ります。

## （8）図書館の貸し出し体制の充実

都立図書館・東京都市町村立図書館との相互利用、西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館との広域利用を推進し、利用者のサービスの向上に努めます。

## （9）図書館資料管理システムの充実

資料情報の提供や、貸し出し時のサービス向上のため、新たな図書館システムの整備・充実を図ります。

### ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
生涯学習講座及び町民大学受講者数	人	915	1,500	現状値の実施時点において、多摩国体が開催され事業を開催できなかった。新規講座開催に努めます。
「生涯学習環境」町民満足度	%	17.4	23.0	町民アンケートより設定
町の講座等による生涯学習活動を「した」ことがある町民の割合	%	15.0	20.0	町民アンケートより設定
図書館利用者数	人	17,909	19,000	
蔵書数（本館・分室）	冊	114,700	116,000	

## 3 スポーツの振興

### ◆施策の方針

町民がスポーツに参加しやすい環境を整備することにより、成人の週1回以上のスポーツ実施率の向上（目標値 70%）を図り、住民相互がふれあい、連帯意識を高めるとともに、心豊かな人間性を培う、健康で活力に満ちた生涯スポーツ活動の充実に努めます。

### ◆現状と課題

スポーツは人々の「こころ」や「からだ」の健全な発達を促し、生命力や活力を与えてくれるとともに、健康で豊かなライフスタイルを構築し、夢や生きがいのある社会の形成に重要な役割を担っています。

少子高齢化が進む中で、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージにおいて、すべての町民が日常的にスポーツ活動や健康づくりに取り組み、いつでも、どこでもより多くの人々が生涯を通じてスポーツを楽しむ地域コミュニティづくりのため、スポーツの振興・普及が強く求められています。

町民の自主的、主体的な活動を促進させるため、ライフスタイルとライフステージに応じたスポーツプログラムを提供するとともに、参加しやすい機会と場を設定することが重要であり、さらに、地域社会における世代を超えた関係づくりや仲間づくりを進めるため、町民の生涯スポーツ活動の積極的な支援・拡充を図る必要があります。

### ◆主要施策

#### (1) スポーツ施設の充実

平成 25 年に開催された東京多摩国体の女子サッカー競技会場として設置されたスポーツと文化の森・谷戸沢サッカー場に観客席などを整備し施設の充実化を図るとともに、今後は、谷戸沢処分場跡地及び周辺地区一帯に順次、総合文化体育センター並びに野外スポーツ施設を整備していきます。

さらに、既存のスポーツ施設についても、計画的な改修を図るとともに、学校体育施設の開放を一層推進し、生涯スポーツ環境の充実に努めます。

## (2)スポーツ団体・指導者の育成と地域スポーツ体制の確立

体育協会や少年スポーツ団体等の自主的運営の充実を一層支援するとともに、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じていつまでも活動できる「総合型地域スポーツクラブ」の早期設立を図り、2020年東京オリンピックを契機とするスポーツ活動の充実を図ります。

また、スポーツ推進委員のほか、ボランティアによる地域スポーツリーダーの育成・確保を図ります。

## (3)スポーツ交流事業の推進

生涯にわたってスポーツに取り組むことができるように、年齢やライフスタイルに応じた各種スポーツ教室や障がい者向けのスポーツ教室・スポーツ大会等を開催するとともに、ジュニアスポーツ、シニアスポーツの充実を図ります。

また全町的なスポーツ・レクリエーションイベントの充実や広域的な交流大会・イベントを開催し、積極的な参加促進に努めます。

## (4)2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた体制づくり

天然芝のサッカー場を利用した外国サッカーチームの事前キャンプ地として誘致し、地域住民との交流や応援が出来る体制づくりを整備するとともに地域住民が一体となってボランティアに参加できるよう、関係機関と連携して「日の出町ボランティア隊」の結成に取り組みます。

### ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
スポーツ推進委員会事業参加者数	人	194	500	前期の目標値（事業増がないため）
体育施設グラウンド利用者数	人	54,831	56,000	新設された谷戸沢サッカー場を考慮
テニスコート利用者数	人	26,465	27,000	スポーツ人口の増を考慮
体育館利用者数	人	28,632	30,000	スポーツ人口の増を考慮
校庭利用者数	人	13,614	15,000	スポーツ人口の増を考慮
各体育大会参加者数	人	3,267	4,000	スポーツ人口の増を考慮
総合型地域スポーツクラブ会員数	人	0	200	周辺の市町村の会員数から推定
「スポーツ環境」町民満足度	%	16.9	22.0	町民アンケートより設定
週1回以上のスポーツ活動を「している」町民の割合	%	32.0	37.0	町民アンケートより設定

## 4 地域伝統文化・遺産の保護・継承・活用

### ◆施策の方針

町に所在する多様な文化財を保護し、その保存と活用を図り、歴史文化に親しむことによって郷土に対する愛着や、誇りを感じることができる環境を形成します。

### ◆現状と課題

森林面積が70%に及ぶ本町には、緑豊かな自然環境をベースに縄文時代以来の歴史文化に育まれた多様な文化遺産が残されています。その中で特に重要なものとして、国2件、東京都5件、町22件の合計29件を指定文化財として保護しています。

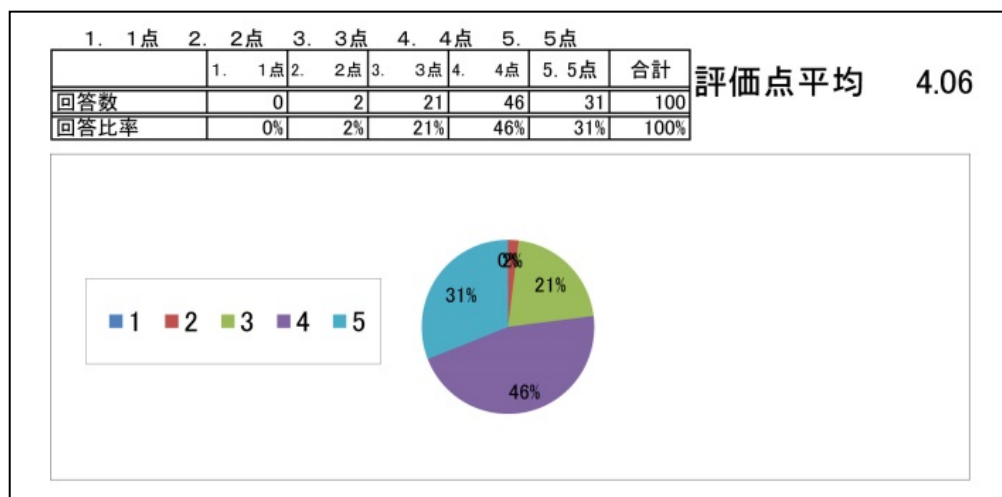
近年、社会情勢の変化などにより伝統的な行事や地域遺産の消滅が危惧される一方で、歴史文化を活かしたまちづくりに対する関心も高まっており、多様な文化財を保護継承していくことが課題となっています。

町では、平成22年度に「日の出町歴史文化基本構想」を策定し、文化遺産の保護と活用に関する指針をまとめ、「町民登録文化財」など文化財保護の仕組みの見直しを行っています。

文化財の保存と継承やその活用は、伝統的な行事や地域の歴史に対する関心を深め、郷土愛を育むものであり、様々な手法が求められています。

平成22～25年度間に行った民俗文化財の映像記録に関しては、下図のとおり評価点の平均は4.06を示しています。今後、町に所在する多様な文化遺産の記録と、その活用と公開を進めることが課題となっています。

<問 配布した映像記録全てを点数で評価すると何点ですか?\*5点満点>





## ◆主要施策

### (1)文化財の保護・継承方針の確立

平成22年度に全国にさきがけて策定した「日の出町歴史文化基本構想」「保存管理活用計画」に基づき、「町民登録文化財制度」の制定や文化財保護条例の改正などを進めて文化財の保護体制の確立を図っていきます。

### (2)文化遺産の保護・保存の推進

これまでに国指定「下平井の鳳凰の舞」の民俗調査報告書の作成や、日の出町指定「加美町の山車」の車輪の作製などを進めてきましたが、今後とも国・東京都指定・日の出町指定文化財の保護を進めます。

### (3)郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進

これまで町内小学校で実施されてきた古代体験学習・講座事業を今後とも推進していきます。

また、文化財を活用した歴史巡りプログラムの作成など、観光ボランティアと連携して行う観光事業等に積極的に参画するとともに、映像で記録した日の出町の祭りや行事を外部に発信するための民俗DVDの貸出や販売に取り組むなど、日の出町の歴史文化を広く一般に公開普及する事業を進めます。

さらに、「小さな蔵の資料館」のランニングコストの縮減を図るとともに、効果的な展示を行い、入館者数の増加を図るなど、地域の歴史文化に親しむ活動を積極的に進めます。

## ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
日の出町 町民登録文化財	件	0	30	平成26年度に文化財保護条例改正
国の登録文化財(建造物:江戸時代以降)	件	0	5	文化財保護と観光への利活用を行う
古代体験学習等の参加者数	延べ人	4,011	7,600	体験学習の参加により、郷土の文化に親しむ活動の拡充
郷土芸能保存会会員数	人	470	500	伝統文化継承者の拡充
伝統芸能継承者による継承施策の満足度	点	なし	4	5点満点による評価
「文化財や伝統文化の保存継承」町民満足度	%	13.7	20.0	町民アンケートによる設定

## 5 青少年の健全育成

### ◆施策の方針

家庭・学校・関係団体・地域が一体となり、地域教育力の向上を図り、青少年の健全育成事業の推進を図ります。

### ◆現状と課題

青少年が心身ともに健やかに成長することは、全ての大人の願いです。しかし、今日の青少年を取り巻く状況は、核家族化・少子化や都市化に伴う地域コミュニティの希薄化、社会的規範意識の低下、自然や広場の減少など、大きく変化しています。

また、非行の低年齢化、薬物の乱用、深夜徘徊や窃盗の増加、不登校やいじめなどの問題のほか、青少年が被害者となる児童虐待、携帯電話やインターネットを使った出会い系サイト、有害情報の氾濫などが、大人社会のあり方とともに深刻な社会問題となっています。

本町では、これまで「体験型」の活動を中心に青少年事業を推進してきましたが、今後一層、家庭・学校・関係団体・地域の連携のもと、青少年の健全育成活動の充実を図っていく必要があります。

### ◆主要施策

#### (1) 青少年問題協議会の推進

青少年を取り巻く環境をよりよくするため、家庭・学校・関係団体・地域などが協力し、町民ぐるみの育成活動が効果的に展開できるよう、青少年問題協議会の調整機能を活かし、青少年委員事業、青少年健全育成会事業などの事業連携を推進していきます。

#### (2) 「オアシス運動」の推進

青少年委員事業として、「オアシス運動」の展開を推進し、子ども達に挨拶の重要性の認識と実践の励行、挨拶からはじまるコミュニケーションを促していきます。

〈オアシス運動の4つの挨拶〉

オ・・・おはようございます

ア・・・ありがとうございます

シ・・・しつれいします

ス・・・すみません

### (3)親子で体験できる事業の継続

家庭内のより良いコミュニケーションを築くために、今後も、親子で参加できる事業を創出します。

### (4)青少年健全育成会事業の強化

青少年健全育成会は、大久野地区委員会と平井地区委員会の2地区の委員会で構成されており、それぞれの事業と合同事業を展開していますが、今後とも、より一層の青少年育成事業の強化を図るよう支援していきます。

### (5)放課後子ども教室の継続

放課後の子どもの「居場所」の提供とコーディネーター・教育活動サポーター（指導員）への住民参加をはかり円滑な運営を行います。

## ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
子ども体験教室（青少年委員事業）参加者数	人	74	80	事業は現状維持とし、上限で目標設定
青少年健全育成会事業参加者数	人	1,579	1,700	事業は現状維持とし、上限で目標設定
放課後子ども教室	人	2,300	3,700	事業は現状維持とし、上限で目標設定
「青少年の健全育成環境」町民満足度	%	20.0	25.0	町民アンケートより設定

## 6 地域間交流の推進

### ◆施策の方針

本町の枠を超えた地域間交流活動を通して本町の魅力を再発見する機会の拡充を図ります。

### ◆現状と課題

情報化の進展や交通網の発達等を背景に、人、物、情報の交流が世界的な規模で行われ、あらゆる分野で国際化が急速に進んでいます。その様な中で、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、オリンピック・パラリンピック開催に伴い、世界中から東京を訪れる外国人が増加すると予想されます。本町も事前キャンプ地の誘致を計画しており、町を訪れる外国人が増加すると予想されますので対応が必要となります。

また、国内における地域間交流活動も、人材育成や地域活性化の大きな契機となるものであり、その取り組みが求められます。

### ◆主要施策

#### (1) 交流推進体制の確立

産業、教育をはじめ、国内外都市とのあらゆる分野での自主的な交流活動を支援する交流推進体制の確立を図ります。

#### (2) 国際化の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、増加する外国人観光客に向けて、多言語化を推進します。

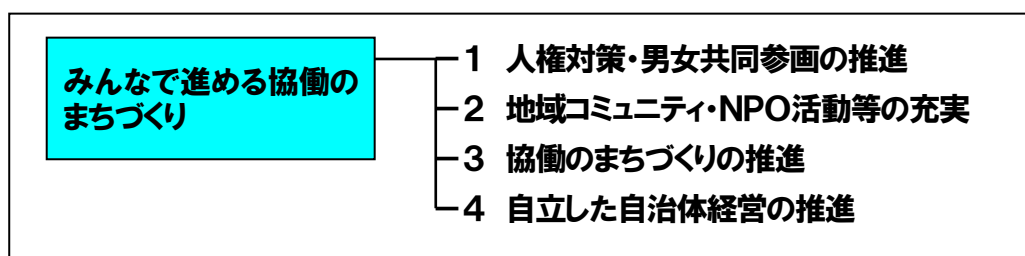
### ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
「国内外との交流活動の状況」 町民満足度	%	6.3	10.0	町民アンケートより設定

## 第6章 みんなで進める協働のまちづくり

### <第6章の施策項目と施策展開の基本方向>

#### ◆施策体系



#### ◆基本施策の展開方向

人権対策や男女共同参画の推進、助け合い支え合いながら地域を共につくる地域コミュニティ・NPOの育成、新たなまちづくりの仕組みとしての町民と行政との協働体制の確立を進めます。また、行財政運営のあり方を常に点検・評価しながら、町民の目線を重視した行財政改革を強力に推進します。これらによって、多様な主体が一体となって取り組む自立したまちづくりを進めます。

# 1 人権対策・男女共同参画の推進

## ◆施策の方針

すべての人がお互いの人権・平和を尊重し共に生きる社会を築くため、人権教育・啓発活動を推進します。また、男女共同社会の実現に向けて女性の社会参画の促進を図ります。

## ◆現状と課題

### <人権>

人権啓発は、様々な人権問題を理解することから始まり、職員研修や町民を対象とした講演会や講座の実施により多くの人々の意識高揚を図ることが課題となっています。

人権問題には、インターネットによる人権侵害や、高齢者、児童、路上生活者、障がい者、同和問題、犯罪被害者などに対する様々な課題があり、町職員をはじめ地域住民が、人権問題に対してより一層の正しい知識と理解を深めていくことが課題となっています。

### <男女共同参画>

近年、女性を取り巻く社会環境の変化を背景として、職場や地域活動など社会の多様な分野への女性の参画が一層活発化しています。しかし、女性の社会参画の増大に対応する社会的条件整備が十分とはいえない状況にあることから、男女が対等なパートナーとして、いきいきと暮らせる環境の整備を多方面にわたって進めていく必要があります。

### <平和>

平成2年9月に平和都市宣言を行った趣旨を生かすため、今後ともさらに平和な社会を築くための周知等に努めていく必要があります。

## ◆主要施策

### <人権>

#### (1)人権啓発活動の推進

市町村職員研修所で実施する人権啓発研修への町職員の参加をはじめ、より多くの町民が人権に対する正しい知識と理解を深められるよう、講演会の開催等について検討を進めます。

#### (2)人権相談・擁護体制の充実

人権擁護活動推進のため、関係機関や人権擁護委員、民生委員・児童委員等と連携しながら、人権相談体制・擁護体制の強化・充実を図ります。

### <男女共同参画>

#### (3)男女共同参画の推進

ワーク・ライフ・バランスなどの普及促進と女性の能力開発・社会参画の機会づくりなど、男女が共同して参画する社会づくりに取り組むための環境整備を、福祉・保健・産業など関係分野の協力のもと推進します。

また、女性のニーズに対応したまちづくりを展開できるよう、各種審議会、委員会等への女性の参画を積極的に推進します。

### <平和>

#### (4)平和に対する啓発活動の推進

平成2年9月に平和都市宣言を行ったことから、戦争のない平和で明るい国際社会を築くことを、平成14年に「日米親善と平和への願い」のシンボルとして建立された日米首脳ロン・ヤス会談記念碑を通じ、広く周知していきます。

## ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
「人権尊重のまちづくりの状況」町民満足度	%	14.6	20.0	アンケート調査より設定
「男女共同参画の状況」町民満足度	%	14.6	20.0	アンケート調査より設定

## 2 地域コミュニティ・NPO活動等の充実

### ◆施策の方針

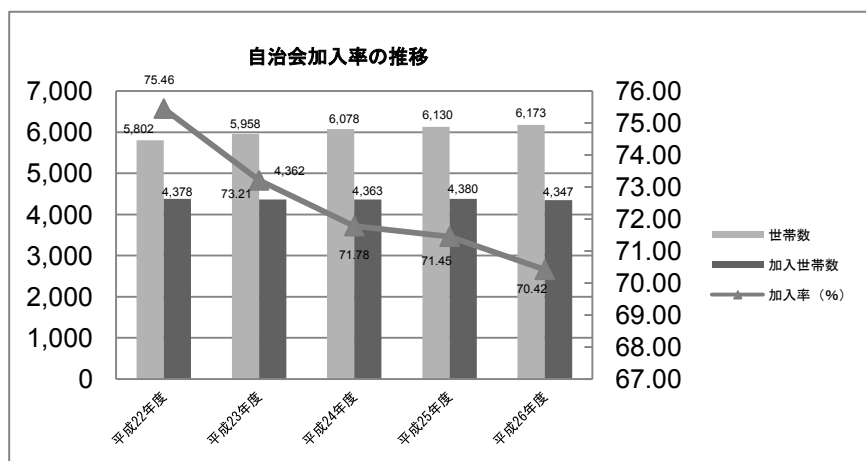
住民自治に基づく個性豊かな地域づくりと協働のまちづくりの推進に向けて、コミュニティ活動やボランティア活動・NPO活動の活性化のための仕組みづくりや活動支援の充実に努めます。

### ◆現状と課題

地域の活動拠点である自治会館では、防犯・防災・文化・スポーツ等、様々な地域活動が行われ、コミュニティ活動の拠点となっていますが、それらの中には老朽化が進んでいる施設や非耐震化施設もあり、地域防災計画において自治会館は災害時の避難所として指定しているため、計画的な整備が必要となっています。また、高齢者や障がいのある方が利用するケースも増えてきており、バリアフリー化の改修についても課題となっています。さらに、都市化の影響により、核家族・共働き家庭・単身世帯が増加していることや、価値観や生活様式の多様化による連帯感の弱まりなどにより、自治会への加入率が減少しています。

一方で、近年、行政だけでは対応しきれない課題が増加していることから、福祉分野やイベントへのボランティア活動にとどまらず、防災や環境、生涯学習等の多様な分野で、ボランティア活動・NPO活動が重要視されてきています。

地域コミュニティ活動やボランティア活動・NPO活動は、住民主体のまちづくりの基盤であり、最も重要な行政課題の一つとして、推進体制の確立、活動の活性化に努めていく必要があります。





## ◆主要施策

### (1)自治会館等の計画的な整備

町民の活動拠点となる自治会館等の計画的な整備を進めていきます。また、利用しやすい施設とするため、自治会と協議してバリアフリー化への改修及び一部の自治会館における非耐震化の解消を推進します。

### (2)自治会加入促進対策の推進

自治会の役割の重要性をPRし、加入促進対策を推進するとともに、自治会長連合会と連携し、その活動を支援していきます。

### (3)新しい時代のコミュニティづくりの推進

コミュニティや住民自治に関する啓発・学習機会の拡充を進め、住民のコミュニティ意識の高揚に努めるとともに、各種講座への参加支援や人的支援の強化等を通じて、コミュニティリーダーの育成に努めます。

### (4)ボランティア活動・NPO活動の促進支援

ボランティア活動やNPO活動に関する総合窓口を整備するなど、相談・情報提供体制を充実するとともに、今後もボランティア団体・NPO法人等の様々な活動に対する支援に努めます。

### (5)各活動主体間のネットワークと連携促進の支援

住民主体によるまちづくりが幅広く展開できるよう、活動主体となっているボランティア団体、NPO法人、地域コミュニティ組織などのネットワーク化を促進し、地域内の多様な連携づくりを図ります。

## ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
自治会への加入率	%	71.4	74.97	
「コミュニティ活動の状況」町民満足度	%	25.7	30.0	町民アンケートより設定

## 3 協働のまちづくりの推進

### ◆施策の方針

町民と行政による新たなパートナーシップ構築のため、情報の共有化を図りながら、多様な分野において住民参画・協働のまちづくりを推進します。

### ◆現状と課題

#### <協働のまちづくり体制>

今後ますます高度化、多様化する行政ニーズに的確に対応し、地方分権時代にふさわしい個性的で自立したまちづくりを進めていくためには、これまで以上に住民参画、町民と行政の協働のまちづくりを進めていくことが必要不可欠な要件となります。

本町では、これまでも町民との対話を重視したまちづくりを進めてきましたが、今後一層、町民と行政が一体となった協働のまちづくりを推進していくためには、地域協働に関する総合的な指針や推進体制の確立、さらには多様な広聴広報活動の展開や意見公募（パブリックコメント）制度の充実など、地域協働のまちづくりを推進する仕組みづくりを再構築することが必要です。

#### <広聴・広報活動>

協働のまちづくりのためには、行政情報・地域情報について町民と行政が情報共有する必要があります。このため町広報紙とホームページの重要性が高まっています。

町広報紙は、全戸配布を実施し、町民にとっては行政の重要な情報源となっています。また、平成 23 年度からホームページの新システムが稼働し、担当部署で作成、更新できるようになるとともに、平成 25 年度末にはメール配信サービスも開始しました。さらに、町ホームページ上では、町民のお便りボックスを設け、パブリックコメントも受けられるようにしましたが、まだあまり活用されておらず、町広報紙、ホームページ共に、町からの一方的な発信媒体になっているのが現状です。

今回実施した町民のアンケート結果では、広報紙・ホームページ双方を重視すべき伝達手段とするべき意見が多いことから、広報紙・ホームページ等、それぞれの特性を有効に利活用して、町民と行政相互の情報共有を進め、住民参加・協働のまちづくりを一層推進する必要があります。

## ◆主要施策

### (1)多様な分野における町民及び民間の参画・協働の促進

行政計画策定等への町民参画・協働として計画策定審議委員等の一般公募、ワークショップやパブリックコメントの導入促進や、施策・事業の実施結果をチェックする機関等への住民参画・協働を促進します。

また、文化行事やイベントの企画・運営等への町民の参画・協働を促進するとともに、指定管理者制度の導入など公共施設の整備・管理等への町民及び民間の参画・協働を促進します。

### (2)読みやすく魅力的な広報紙づくりの推進

現状の全戸配布の広報紙を維持し、町民の様々なニーズを網羅する紙面づくりを行うとともに、行政と町民との情報共有に寄与するよう努めます。

### (3)ホームページのポータルサイト化の推進

障がい者、外国人等にも閲覧しやすいホームページを構築し、若年層や行政活動に参加しにくい町民等からの意見を集めやすい環境をつくりまします。具体的には、自治体WEBアクセシビリティの導入、スマートフォン等のモバイルサイトページの作成、ホームページからの町民アンケート、パブリックコメントの増加などを実現し、ソーシャルネットワーキングサービスの検討を行います。

### (4)新たな協働参画者の開拓

広報紙やホームページの活用で、情報分野での行政と町民の距離を縮め、行政へ積極的に参加しやすい環境をつくり、新たな町民参画のニーズを開拓します。具体的には、上記媒体をきっかけにした、(行政)委員への参加、電子会議の検討を行います。

## ◆成果指標

指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
「町民参画・協働の状況」町民満足度	%	19.1	25.0	町民アンケートより設定
自治体WEBアクセシビリティの導入	件	0	3	文字サイズ、外国語対応、表現制約
モバイルサイト作成	件	0	2	スマートフォン、フューチャーフォン
意見集約サイトの作成	件	1	4	お便り、アンケート、パブリックコメント、SNS
電子会議の導入	件	0	1	5年以内には世間で一般的になっている可能性があるため

## 4 自立した自治体経営の推進

### ◆施策の方針

真に自立・持続可能な行政経営の確立に向け、町民の理解・協力を得ながら全町体制で行財政改革を強力に推進します。

また、適正かつ公平な町税賦課・徴収の遂行と公金の適正な管理・運用を図ります。

### ◆現状と課題

#### <行政>

本町において、町民の生活の多様化・高度化等への対応が迫られる中、自ら考え、自ら実行する自立した自治体としての行政運営への大きな変革が求められており、行政と町民が協働して取り組む行政改革の推進が最重要課題となっています。

これまで、行政改革大綱や集中改革プラン等に基づき、大胆に行政改革に取り組んできましたが、将来にわたって持続可能な行政構造を創りあげるため、なお一層の改革が必要となっています。

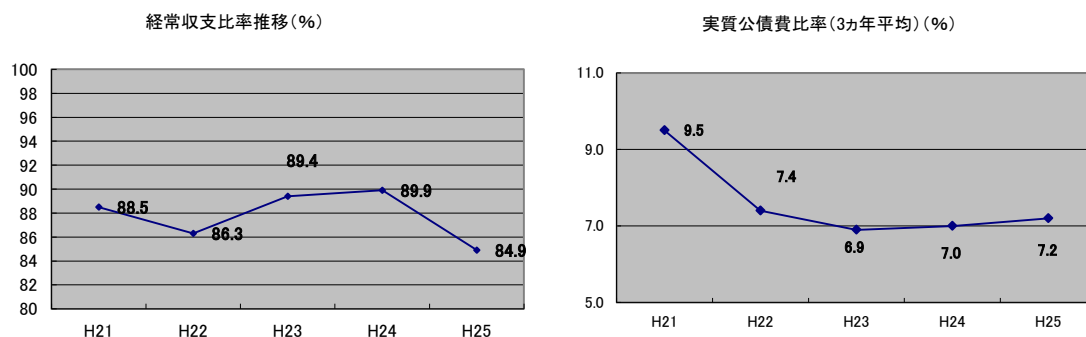
また、限られた資源で、さらなる厳しい環境変化への確に対応するためには、職員一人ひとりの可能性や能力を最大限に引き出すための仕組みを体系化し、組織としての計画的な人材育成や職場の活性化を推進していくことが必要となります。その実現のためには、「人材育成基本方針」に基づき、長期的、総合的な視点で計画的に人材育成を推進する必要があります。

#### <財政・税務・会計>

住民ニーズの多様化により行政サービスに係る経費も上昇の一途をたどっています。また、単独施策により一定の事業効果は得られたところですが、常に時代に即した変化が求められ、PDCAサイクルによる検証が必要です。

歳入面では、長く続いた景気の低迷も緩やかな回復基調にあるとされていますが、安定した税収の確保はいまだ不透明のままであり、行政サービスの維持、向上には、これまで以上に受益者負担の適正化・公平化を進めることや積立基金の運用など自主財源の確保・拡充が今後の至上命題となります。

また、健全化判断比率やその他の財政指標を活用し財政分析を重ね、バランスの取れた予算配当を行い、計画的な諸施策の推進と簡素で効率的な行財政運営に努めていく必要があります。



注：経常収支比率は循環組合地域振興費を経常一般財源等に加えた場合の数値で算出

## ◆主要施策

### <行政>

#### (1) 組織機構改革の推進・定員の適正化

業務の一元化や行政組織の効率化を進めるなど、新しい行政ニーズに対応した組織機構の改革を行うとともに、柔軟な組織運営を進めます。

また、定員適正化計画に基づき、民間委託の推進、事務処理の効率化及び事務事業の見直し等により、計画的に定員の適正化を図ります。

#### (2) 行政手続きの透明化・民間活力の活用

公平で効率的な行政運営を図るため、行政手続きの一層の透明化に努めるとともに、監査体制の充実に努めます。

また、多様化・高度化する行政需要に的確に対応するため、行政事務のアウトソーシングや指定管理者制度の活用等を進めるなど、民間活力の活用による効率的な事務事業の運営に努めます。

#### (3) 施策・事業のPDCAサイクルの構築と長期総合計画の進捗管理

顧客主義、成果主義など民間経営理念・手法導入の視点に立ち、行政評価システムの研究・導入を検討するとともに、本長期総合計画に基づく政策・施策・事業の計画・実施・評価・見直しのPDCAサイクルの構築を図ります。また、これにより、本長期総合計画に掲げた成果指標の達成状況評価を中心に、実施計画により毎年度進捗管理を行い、本計画に掲げた施策・事業の確実な達成に努めます。

#### (4)行政改革の推進

行政改革大綱や集中改革プラン等に基づき受益者負担の適正化、公平化に向けての見直し等、不断に行政改革を遂行していきます。

#### (5)町のイメージアップ戦略の推進

町のイメージキャラクター「ひのでちゃん」の活用等によって本町の魅力を対外的に積極的にPRするなどのイメージアップ戦略を展開し、交流人口、定住人口の増加につなげます。

#### (6)社会保障・税番号制度の活用

社会保障・税番号制度を円滑に導入・活用し、町民にとって利便性の高いサービスの提供及び行政事務の効率化を図ります。

#### (7)広域行政の推進と多様な広域連携の推進

今後とも西多摩地域広域行政圏協議会に参画し、幅広い分野で広域行政を推進します。また、三多摩地域市町村と共同で資源リサイクル事業等に取り組んでいきます。

一方で近隣自治体との文化・スポーツ施設等の相互利用やネットワーク化、イベント等のソフト事業の共催など、広域行政の枠組みにとらわれない多様な連携を推進します。

さらに、国・都との役割・機能の分担を財源を含めて調整し、多様な分野で連携を強めて総合的な地域の発展を推進します。

#### (8)公共施設の維持管理及び計画的な修繕・改修

町民の利便性の向上と災害時の防災拠点施設としての機能を保持するため、役場庁舎等の公共施設の維持管理及び計画的な修繕・改修を進めます。

#### (9)職員の人材育成等の推進

多様化する行政需要の担い手である職員には、さらなる政策形成能力、法務能力等が求められています。このことから、地方自治の新しい時代に適切に対応し、自治体経営を推進できる人材を育成するため、「人材育成基本方針」に基づく目標管理制度の導入とともに、「研修基本計画」による研修を計画的に行い、職員一人ひとりの持てる能力を最大限伸ばすための取り組みを行います。

## ＜財政・税務・会計＞

### (10)安定的な財源確保

受益者負担の適正化・公平化に向けて使用料等の見直し再検討を行うため定期的な検証サイクルの構築を図るとともに、新たな財源の確保に向けた調査・研究を行い、自主財源の確保と充実に努めます。

また、不測の事態に対応できるよう計画的に基金保有額の増加を図ります。

さらに、国・都支出金等特定財源についても経済対策等の国の施策にも注視し時代のニーズを的確に把握し補助制度の積極的な活用を図ります。

### (11)公会計制度(財務4表)の充実と各種財政指標を活用した効率的な財政運営の確立

町と関係団体等を一つの行政サービス実施主体としてとらえた連結財務諸表(財務4表)の作成・公表など内容の充実を図るとともに、固定資産台帳の整備や複式簿記の導入など今後の動向を注視し、適切に対応します。

上記財務4表や経常収支比率の推移など分析を行い、限られた財源を有効活用し、事業の適正規模、総予算の適正規模を的確に捉えながら、事業効果を最大限に引き出す予算編成を行い効率的な財政運営を目指します。

### (12)適正・公平な賦課徴収

地方税法や町税賦課徴収条例等の関係法令を遵守し、適正かつ的確に事務を執行します。また、町民の理解と協力が得られる業務の遂行を目指し、適正な進捗管理のもと課税客体の把握、厳正な滞納整理に努めます。

### (13)積立基金の適正な管理・運用の推進

積立基金については、安全性を最優先し、預金での保管を基本とする一方、積立て・取り崩しの時期を勘案し、基金本来の目的に支障を来たさないよう流動性の確保に努めます。また、歳計現金<sup>3</sup>への繰替え運用を視野に入れた計画的な運用を図るとともに、効率的で確実、安全な方法により公金運用を行い、基金利子等の収入確保に努めます。

<sup>3</sup> 歳計現金とは、町の収入・支出に係る現金で、日々の支払いにあてるための資金(支払い準備金)のこと。

## ◆成果指標

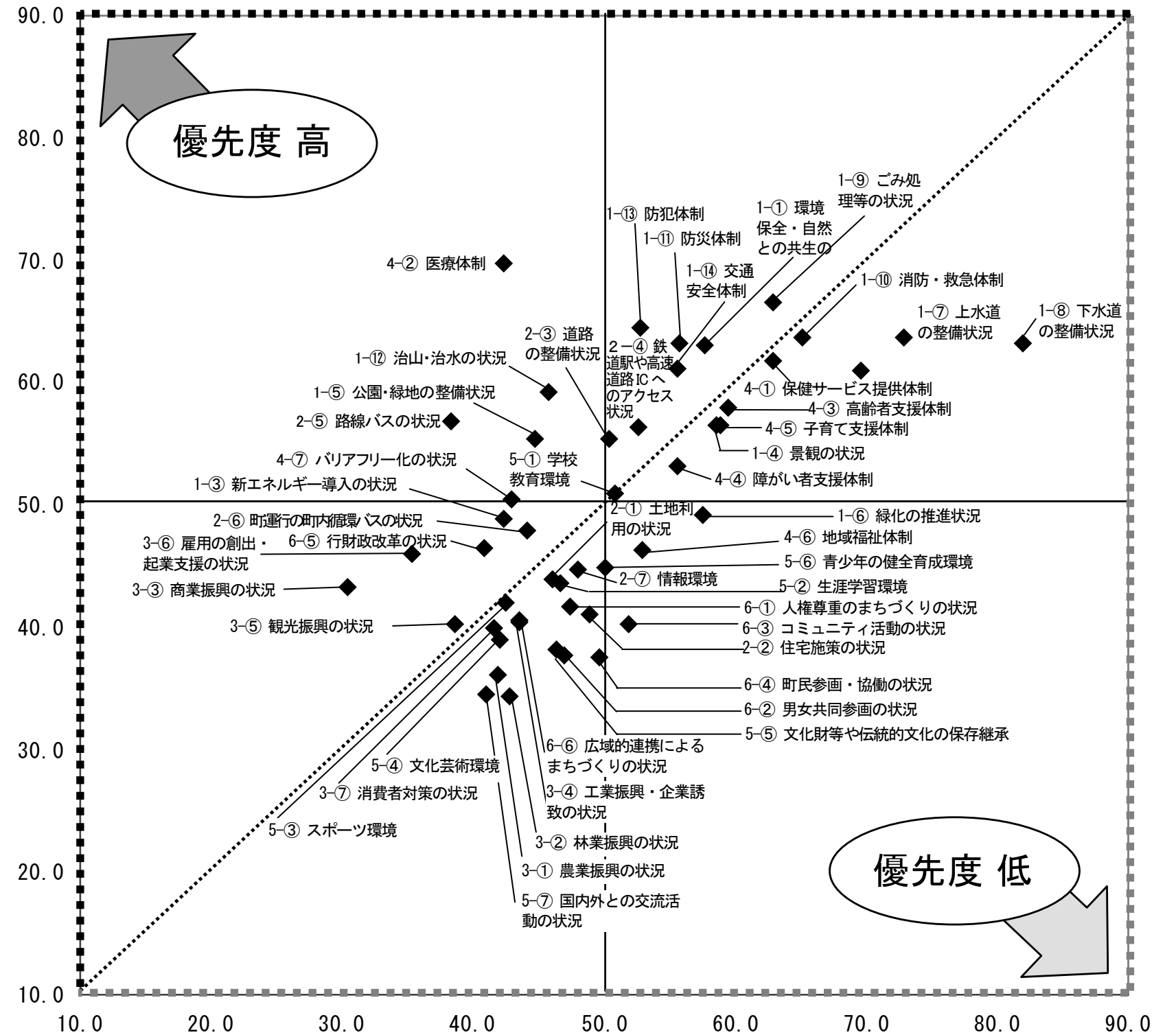
指標名	単位	現状値	目標値 (平成31年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
経常収支比率（循環組合地域振興費を経常一般財源等に加えた場合の数値）	%	84.9 (H25 決算)	80%台を維持	
実質公債費比率	%	7.2 (H25 決算)	7%台以下を維持	
財政調整基金保有額	円	11億188万4千円 (H25年度末現在)	10億円以上	



まちの現状評価の散布図（満足度と重要度の相関）

分野	項目	優先度	順位
1 自然環境・生活環境分野	1-① 環境保全・自然との共生の状況	2.42	第14位
	1-② 騒音・振動・悪臭等の環境	-3.94	第41位
	1-③ 新エネルギー導入の状況	3.17	第10位
	1-④ 景観の状況	-0.94	第25位
	1-⑤ 公園・緑地の整備状況	7.46	第4位
	1-⑥ 緑化の推進状況	-7.07	第47位
	1-⑦ 上水道の整備状況	-4.13	第42位
	1-⑧ 下水道の整備状況	-8.63	第48位
	1-⑨ ごみ処理等の状況	1.69	第17位
	1-⑩ 消防・救急体制	-0.67	第22位
	1-⑪ 防災体制	3.52	第9位
	1-⑫ 治山・治水の状況	7.91	第3位
	1-⑬ 防犯体制	5.62	第6位
	1-⑭ 交通安全体制	2.54	第12位
2 生活基盤分野	2-① 土地利用の状況	-0.98	第26位
	2-② 住宅施策の状況	-3.79	第38位
	2-③ 道路の整備状況	2.51	第13位
	2-④ 鉄道駅や高速道路ICへのアクセス状況	1.71	第15位
	2-⑤ 路線バスの状況	11.29	第2位
	2-⑥ 町運行の町内循環バスの状況	1.70	第16位
	2-⑦ 情報環境	-1.55	第33位
3 産業分野	3-① 農業振興の状況	-2.60	第35位
	3-② 林業振興の状況	-3.88	第40位
	3-③ 商業振興の状況	6.01	第5位
	3-④ 工業振興・企業誘致の状況	-1.36	第31位
	3-⑤ 観光振興の状況	0.80	第18位
	3-⑥ 雇用の創出・起業支援の状況	5.01	第7位
	3-⑦ 消費者対策の状況	-0.75	第24位
4 保健・医療・福祉分野	4-① 保健サービス提供体制	-0.46	第21位
	4-② 医療体制	15.58	第1位
	4-③ 高齢者支援体制	-0.67	第22位
	4-④ 障がい者支援体制	-1.05	第27位
	4-⑤ 子育て支援体制	-1.06	第28位
	4-⑥ 地域福祉体制	-4.32	第43位
	4-⑦ バリアフリー化の状況	3.80	第8位
5 教育・文化分野	5-① 学校教育環境	0.07	第19位
	5-② 生涯学習環境	-1.36	第31位
	5-③ スポーツ環境	-0.15	第20位
	5-④ 文化芸術環境	-1.34	第30位
	5-⑤ 文化財等や伝統的文化の保存継承	-3.81	第39位
	5-⑥ 青少年の健全育成環境	-2.58	第34位
	5-⑦ 国内外との交流活動の状況	-2.96	第37位
6 協働・行財政分野	6-① 人権尊重のまちづくりの状況	-2.72	第36位
	6-② 男女共同参画の状況	-4.37	第44位
	6-③ コミュニティ活動の状況	-6.10	第46位
	6-④ 町民参画・協働の状況	-5.99	第45位
	6-⑤ 行財政改革の状況	2.62	第11位
	6-⑥ 広域的連携によるまちづくりの状況	-1.30	第29位

重要度評価



※満足度、重要度のばらつきを標準化するため偏差値化を行い、グラフを作成した。ここでは最小値を10.0、最大値を90.0に設定している。  
 ※このグラフでは左上隅の「満足度評価最低・重要度評価最高」に近づくほど優先度が高くなり、右下隅の「満足度評価最高、重要度評価最低」に近づくほど優先度が低くなる。